

近世後期北奥の「中間層」

——淵沢円右衛門の経営思想——

鈴木 淳世

はじめに

本稿では、近世後期北奥に存在した名子主的村落支配者層（以下、名子主層と略す）の思想形成過程の解明を目指す。具体的には、名子主層の典型と目されている八戸藩領陸奥国九戸郡軽米町（現岩手県軽米町）の「百姓」淵沢円右衛門（？～一八七一、寅之助定啓^①・円右衛門定啓・円右衛門定長と三度改名しているが^②、本稿では円右衛門に統一する）を取り上げ、思想形成過程を検討する。そこで、まず筆者は淵沢家の蔵書のうちから、彼が読んだ書物を特定する作業から始めた。そして、その結果浮かび上がってきた事実とは、彼が天保九年十一月（一八

三八）に隠居して以降、本格的に儒学註釈書を読み始めるという興味深いものであった^③。しかし、その時には既に彼は五〇才にさしかかっていたと思われる、本格的に儒学を受容する以前に、幾多の紆余曲折があつたと考えられる。人間にとつて若い頃の経験が、その人間の人格形成に大きな影響を与えると考えるならば、その前半生の紆余曲折も、彼の思想を考える上で無視できないものであると言えよう。よつて、本稿では、本格的に儒学を受容する以前の彼の思想を詳らかにする。但し、前半生の彼の著作は、天保四年十二月（一八三三）に嗣子に対して、淵沢家の経営方針を説いた『遺言』だけである。書状・帳簿類についても、前半生に彼が書いたと断言できるものはわずかである。そこで、彼が当主となつていた

時期の淵沢家経営に注目する。合わせて、『遺言』の分析を行い、彼が淵沢家経営から得た思想を明らかにする。それらの分析から垣間見える思想とは、彼の「経営思想」であり、表題に掲げた所以はそこにある。

ところで、淵沢家に代表される名子主層については明らかにされていない部分が多い。特に、彼らの経営に影響を与えたと考えられる藩や村人、他の名子主層との関係は詳らかにされていない。思想形成の研究とは別に、名子主層の社会関係を明らかにすることの南部地方史研究史上の意義を述べるようなことになる。そもそも、南部地方の名子主層についての本格的な研究を行ったのは森嘉兵衛であった。森によると、近世期には名子と呼ばれる隷属小農を役し、農業・商業を大規模に展開する富裕な農民が存在した。時代が下るに従い、名子は名子主から自立（「名子ヌケ」）していく傾向があったが、当該地域で頻発する凶作や飢饉、経営の失敗によって困窮した際に、名子契約を結ぶ見返りとして救済を求める者も多くいたため、名子制は近世期を通じて維持され、富裕な農民は名子主たる性格を保持し続けた、という^④。

以上の森の研究成果を受け継ぎ、菊池勇夫は八戸藩領

域の名子主層について、更に次のような所説を展開した。菊池によると、八戸藩の名子主層は名子の労働力を利用して商品作物の栽培、農林産物の加工、鉱山・漁場経営に乗り出し、豪農商経営への発展を目指していった。その際、名子主層は特産物的商品の生産・流通に関わる特権を藩から確保しようとした。藩の側は、彼らの要求を受けて特権を与え、支配階級の末端に取り込んでいった。そして、彼ら（特権的名子主層）を用いて藩専売制を押し進めると共に村落共同体の維持（飢民救済など）・御用金上納などの役割を与えた。しかし、藩専売制は領民に特産物の生産を強制し、低価格で買い上げることになり立っていたため、特に名子・貧農層にとつて大きな負担となった。また、御用金の上納を命ぜられた名子主層は、その負担を名子・貧農層に転嫁したため、名子・貧農層の困窮が進んだ。他方、特権を与えられなかった名子主層（非特権的名子主層）も、藩専売制下で自らの利害・要求を圧迫させられることとなった。しかも、天保飢饉の際、藩は一人一日稗三合を消費するという計算の下、全領民から余剰分の穀物を全て買い上げ、村落共同体の再生産機能を名子主層から取り上げたことにより、特に

非特権的名子主層の不満を募らせることとなった。その結果、藩との対立において非特権的名子主層と名子・貧農層が結束し、天保五年正月（一八三四）の惣百姓一揆（稗三合一揆）を勃発させるに至った、という^{⑤）}。

ここで、先行研究で述べられている名子主層の不満の契機について、筆者は二つ疑問を持つ。先行研究で言われているように、余剰穀物の買上による共同体再生産機能の消失を直接的な契機に指定することも、それが事実であれば納得できる。しかし、余剰穀物買上の根拠となっている『野沢蜚』は作者不明の「一揆物語」であり^{⑥）}、その記事をそのまま信じることはできない。対して、淵沢家当主が書き継いでいた『万日記』天保四年一月二七日（一八三三）の記事には「古稗貳百七十石嶋守権之丈様より御預れのよしにて御沙汰被成」とあり^{⑦）}、実際には稗だけを買上げる命令であったことが分かる。しかも、同年十一月一三日の雑穀改により、淵沢家には稗二九〇石・古米二石・古大麦一五石・新粟四石・古大豆八石などがあったことが確認できるため、稗二七〇石が買い上げられたとしても大量の穀物が残ったと思われる。よって、稗買上によって共同体再生産機能を完全に消失

させたとは考えにくい。とすると、名子主層の不満の主因として稗の買上を挙げること難しい。

疑問の二つ目は、特権的名子主層と非特権的名子主層を分け、特権的名子主層は利益を得たと評価している点である。しかし、森嘉兵衛は、鉾山経営の特権を与えた者に、藩が負債を押しつけている事例も紹介しているため^{⑧）}、特権の付与が必ずしも有利であったとは限らない。

そこで、飢民救済の役割・特権の付与といった藩の政策が、名子主層の経営に与えた影響を探り、名子主層が不満を持った契機を捉え直す必要がある。このように名子主層と藩の関係の解明は、天保期に当該地域で惣百姓一揆が勃発した原因を探る上でも有益と思われる。具体的には、文化・文政・天保期の淵沢家の経営分析を通じて、淵沢家の社会関係を詳らかにする。南部地方史研究史上において、淵沢家の経営分析を行う意義は以上の通りであり、それが本稿の第一の課題となる。

ところで、思想形成に話を戻して考えてみても、藩との関係は重要である。少し視野を広げてみると、武蔵国入間郡久下戸村（現埼玉県川越市）の名主・奥貫友山（一七〇八～一七八七）は、明和期の朝鮮人來朝に伴う伝馬

騒動、および川越藩からの国役金賦課が思想形成の一つの転機となっていた⁽⁹⁾。その事例からすると、「中間層」と藩の関係は思想形成の大きな要因と考えられる。とすれば、南部地方の「中間層」とも言い得る名子主層の思想形成を考える上でも⁽¹⁾、藩との関係を詳らかにすることは有益であろう。そこで、藩との関係から生じた思想的転機を捉えること、これを本稿の第二の課題とする。

ちなみに、元々の筆者の関心は、近世人の自然観（動物観）の解明にある。筆者の関心に近い研究としては、佐久間正の研究が挙げられる⁽¹²⁾。佐久間によると、儒学には資源管理論が内在しており、その教説は近世日本にも広く受容されていたという。しかし、安藤精一によると、近世日本にも環境破壊が進行していた。特に、近世後期には、鉱山開発や森林伐採が問題になり始める⁽¹³⁾。その場合、儒学から資源管理論を受容した人々が、現実の環境破壊をどう捉え、行動したかということが次の問題となる。顧みるに、円右衛門を取り上げた当初の理由には、彼が四書などの幅広い知識を持つと共に、そういった知識を背景にして農書・馬書を著しているため、儒学的な資源管理論の受容の様相が見られるのではないかという

見通しも含まれていた。現時点では、そういったことは論じられていないが、筆者は、本稿を近世人の自然観（動物観）を解明するための踏み台としたい。

なお、本稿では、淵沢家の経営状況を探るために、淵沢家文書（別名・元屋文書、八戸市立図書館所蔵）を中心に用いる。特に、軽米町淵沢家で代々書き継がれていた『万用留書』・『万日記』・『質物勘定扣帳』などの日記・帳簿類を参考にする。円右衛門の思想を探るためには、軽米町歴史民俗資料館所蔵の『遺言』（一八三三）を主として用いる⁽¹⁴⁾。その他、当該期の八戸藩の社会・経済状況を補足説明するために、藩政史料の『御目付所日記』・『御勘定所日記』・『御用人所日記』（「八戸南部家文書」八戸市立図書館所蔵）なども使用する。

ところで、本論に入る前に、全ての議論の前提として、円右衛門が居住した八戸藩・軽米町の概要について触れておこう。八戸藩は、寛文四年（一六六四）、盛岡藩第二代藩主・南部重直が後嗣を決めないまま死去したことにより、盛岡藩から分立した藩である。八戸藩の領地は三戸郡四一力村・九戸郡三八力村・志和郡四力村、合計八三力村であり、表高は二万石、実高は約四万石であった。

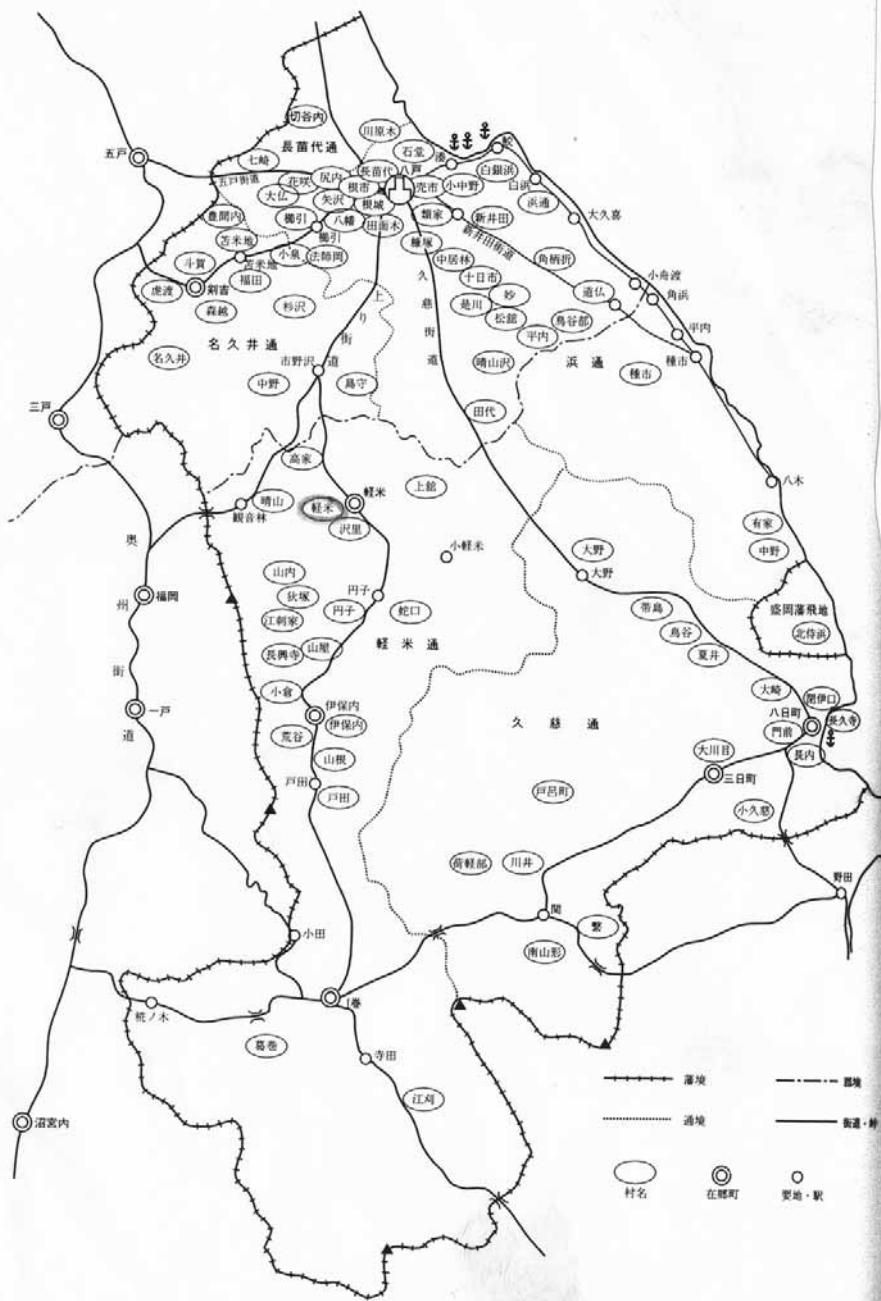


図1 八戸藩領内図(『軽米町史 下巻』より転載)

藩領域については、『軽米町史 下巻』記載の図1を参考にしてほしい。郷村支配については、八戸廻・長苗代通・名久井通・軽米通・久慈通・志和郡という六つの広域行政区分を設け、それぞれに代官をおいて行つた。そのうち、軽米通の代官所がおかれたのが軽米町であり、郷村支配の中心として機能していた。ちなみに、軽米町は軽米村の中にある「在町」であり、町方と村方の支配が重層していた。軽米村の村高は、天保五年（一八三四）時点で四〇七石二斗九升五合であり、九戸郡の中では比較的生産力の大きい村である。村高の内実は、田形一三〇石七斗六升四合・畑形二七六石五斗三升一合であり、畑作の比重が高かつたことも分かる。⁽¹⁵⁾

もう一つ指摘しておきたいのが、八戸藩第八代藩主・南部信真（一七八〇～一八四六）が、藩財政再建を目的として文政二年（一八一九）に開始した第二次藩政改革（「主法替」）である。具体策はいくつかあるが、その中でも重視されたのが、国産品買上・藩専売・流通統制の強化による財政再建策（国産買上仕法）であった。国産買上仕法において、「八戸産物第一の品柄」として特に重視されていたのが大豆である。藩は、領民に大豆の仕付

を強制し、地方の有力者を「大豆買入方」に任命し、大豆を市場価格で強制的に買い上げる方策をとっていた。⁽¹⁶⁾

但し、これまであまり指摘されてこなかったが、寛政二年六月（一七九〇）に開始された第一次藩政改革においても藩財政の再建が図られている。そして、国産買上仕法もこの時に初めて実施されている。第一次藩政改革は寛政七年一二月（一七九五）の久慈通一揆によって挫折し、国産買上仕法は一時的に中止された。しかし、『御勘定所日記』文化元年一〇月二八日（一八〇四）に「五代官所より願出候者当年御買大豆者御免被成候」とあり、文化期には既に大豆買上が行われていたことが確認できる。また、軽米村に近接する大野村（現岩手県洋野町）の名主・晴山吉三郎は文化八年（一八一二）に、大野村周辺の住民から買い集めた大豆の量・代金をまとめて『大豆買入帳』を作成している⁽¹⁷⁾。よって、国産買上仕法に限っては、文化期に再開されていたと考えられる。

では、何故、これらの時期に藩財政再建が図られるほどに藩財政の窮乏が進んだのか。先行研究によると、元々「やませ」によって凶作が多発し、藩財政が苦しいところに、天明期の飢饉が大きな打撃を与えたことが述べ

られている⁽¹⁹⁾。しかし、それでは、何故、寛政・文政期に藩財政窮乏が問題視されたのかという問いには、十分に答えられない。とすれば、他にも何か藩財政窮乏を促す要因があったと考えられよう。『御用人所日記』寛政二年六月二五日の記事には「去冬相談被仰付申談候処、連年御手被尽候上之義借金多旁甚御面倒之御次第御座候得者御主法申談」⁽²⁰⁾とあるため、第一次藩政改革についてはその前年に直接的な原因があり、その対策のために多くの借金をしてしまったことが契機として考えられる。ちなみに、その前年（一七八九）には「寛政蝦夷騒動」（クナシリ・メナシの戦い）が起きており、その年の七月には八戸藩にも出兵命令が下されている。『秘鑑』（御勘定方先例集）によると、この時、八戸藩は「松前御加勢之節、御物入二付」という名目で錢八九八五貫一二二文もの「貸上」（強制的な借上げ）を実施している⁽²¹⁾。おそらく、第一次藩政改革の直接的な契機となった借金とは、この時に実施された「貸上」ではないかと思われる。

また、その後も寛政三年一〇月（一七九一）に異国船漂流につき領内海岸警護が命ぜられるなど、出費がかさんだと推測される。文化四年（一八〇七）のフヴ

オストフ事件に際して蝦夷地出兵命令・領内海防強化命令が命じられた時は、藩主・信真が藩士からの反対を押し切って「貸上」を強行しており⁽²²⁾、藩財政が相当に苦しかったことがうかがわれ、第二次藩政改革の遠因として考えられる。以上の点はなお検討を要するが、北奥に位置する八戸藩は、弘前藩・盛岡藩と同様、蝦夷地やロシアの動向が藩財政に大きな影響を及ぼしていたと思われる。

I 淵沢家の概要

さて、まずは淵沢家の基礎情報から述べよう。元々、淵沢家は盛岡藩家老・北九兵衛の家臣であったが、八戸藩分立の際に軽米町に留まり、土着した古い家柄であったと伝えられている。但し、淵沢家の具体的な活動が確認できるようになるのは一七世紀中頃からのことである。文化期頃に八戸藩が作成した『系譜書上』によると、淵沢家の初代は、元文元年八月二日（一七三六）に御用金上納の反対給付として一〇〇石を与えられた淵沢浄円定重とされている。『系譜書上』などを参考にして作成し

下下の表1によると、その後、詳しい事情は分からないが、八戸城下に居住する八戸淵沢家と、軽米町に居住し続けた軽米町淵沢家に分かれていったらしい⁽²³⁾。そして、八戸淵沢家は藩士として仕え、地方支配に関わる職務を受け持つようになっていった。その一方、後に円右衛門が当主となる軽米町淵沢家は、元禄八年一月四日（一六九五）に酒屋の営業を⁽²⁴⁾、正徳六年六月二日（一七一六）に質屋の営業を許可され⁽²⁵⁾、質屋・酒屋を営む八戸藩有数の在郷商人となっていた（屋号・元屋、当主は「元屋五郎助」と号する）。但し、軽米町淵沢家も単一家族だけによって構成されていたわけではない。詳しい事情は分からないが、文化期から円右衛門の叔父・淵沢源右衛門が藩士として仕えるようになり、分家となっている。もっとも、『御勘定所日記』文政八年二月二五日（一八二五）の記事で、源右衛門が、円右衛門を「私厄介之甥」と述べていることから、「厄介」、つまり円右衛門と同居していたことが確認できるため、軽米町淵沢家の内分分家になっていったと思われる（以下、本稿では主に軽米町淵沢家を取り扱うため、単に「淵沢家」と言う場合、軽米町淵沢家を指すものとする）。

淵沢家の経営に着目すると、宝暦一三年一月（一七六三）に七石二斗九升八合の田畑を所持していたことと、宝永期以降の土地売買証文が残されていることから、土地集積を進めながら農業を営んでいたと考えられる。ちなみに、森嘉兵衛は、八戸藩領民の平均持高は二石五斗七升九合で、八割以上が五石以下の零細農家であったと論じていた⁽²⁷⁾。その研究成果に立脚するならば、淵沢家は比較的多くの田畑を有していたと言える。

表 1 淵沢家の系図

	八戸淵沢家	軽米町淵沢家	
		元屋五郎助店	淵沢源右衛門家
1		淵沢浄円定重(?-1741)	
2		淵沢源助包蔵(?-1739)	
3	淵沢庄右衛門定好(?-1754)		
4	淵沢義右衛門定之(?-1779)		
5	淵沢豊定広(?-1800)	淵沢兵九郎雅英(?-?)	
6	淵沢庄右衛門定経(?-?)	淵沢兵九郎定規(?-1840)	淵沢源右衛門(?-1834)
7	淵沢嘉藤太(?-?)	淵沢円右衛門定啓(?-1871)	淵沢源助(?-?)
8	淵沢勇記(?-?)	淵沢初太郎定綱(1815-1891)	淵沢円之助定経(?-?)
9	淵沢奎之丞(?-?)	淵沢兵蔵(?-1918)	
10		淵沢定次郎(1862-1929)	
11		淵沢末蔵(1879-1942)	
12		淵沢鉄馬(1915-2009)	

注)『系譜書上』(八戸市史編纂室編『八戸の歴史双書—八戸藩士系譜書上』(八戸市、2001))所収、軽米町に現存する淵沢家の墓誌、『御実名』資料番号資料番号1829 8-1-28(『淵沢家文書』八戸市立図書館所蔵)、『鉄山御用日記』資料番号358 1-1-1(『淵沢家文書』八戸市立図書館所蔵、天保5年)などを参照にして作成。ちなみに、岩手県軽米町教育委員会生涯学習グループ主事兼学芸員の藤田直行氏が、淵沢家文書調査の時に撮影した由緒書の一部分を見せていただいたが、それには「初代源浄円定重」と記されていることが確認できた。

図2 天保14年造酒鑑札



他方、明和八年（一七七二）に「五郎助」が名主として年貢金・諸出金を徴収していることから⁽²⁸⁾、淵沢家も藩政の末端に位置づけられていたことがうかがわれる。但し、「五郎助」の名主就任が確認できるのは明和期だけであり、淵沢家当主が何かの役に就くことは稀であった。また、八戸淵沢家や淵沢源右衛門家のように、正規の藩士となることもなかった。左の天保一四年（一八四三）に下付された「酒造鑑札」には「百姓五郎助」とあり⁽²⁹⁾、「五郎助」、つまり淵沢家当主があくまでも「百姓」であ

ったことが確認できる。

円右衛門が生きた近世後期の淵沢家経営の概況は、淵沢家の総資産をまとめた『質物勘定扣帳』からうかがえる。『質物勘定扣帳』から淵沢家の総資産の推移をまとめると次頁の表2となるが、この表から文化・文政・天保期の総資産は約四〇〇〇〇〇〇六〇〇〇貫文で推移していたことが読みとれる。ここで留意すべきは、この数値が、酒・米・糶・鹽・煙草・鉄の在庫や、質屋の貸付金「質預本」、村別に貸し付けた金銭などを足し合わせたものであって、純粹な金銭の額を示しているものではない点である。例えば、『質物勘定扣帳』が作成された文化五年九月二五日（一八〇八）の金銭の総計は五〇〇貫九五〇文に過ぎず、金銭は総資産の一割程度しか占めていなかった⁽³⁰⁾。とは言え、この総資産の数値は、淵沢家の好況・不況を知る上では参考になる数値であろう。

表2で注目すべきは、文化一〇年一月（一八一三）と文政五年八月（一八二二）の総資産の大幅な減少である。この二つの転機は、後述の円右衛門の動向とも関係してくるため、少し長くなるが、その理由についてここで検討しておく。

表2 淵沢家の総資産（単位：文）

西暦	和暦	月日	総資産	預物・借金	純資産
1808年	文化5年	9月25日	5,430,950	598,520	4,832,418
1809年	文化6年	9月24日	5,079,050	357,000	4,722,000
1810年	文化7年	11月3日	5,625,620	677,500	4,948,120
1811年	文化8年	10月6日	5,419,536	460,800	4,950,736
1812年	文化9年	10月5日	5,330,807	416,000	4,914,207
1813年	文化10年	11月9日	4,013,618	411,000	3,602,618
1815年	文化12年	正月13日	3,994,922	315,005	3,519,870
		9月20日	5,155,478	449,934	4,705,544
1816年	文化13年	9月27日	5,085,200	745,300	4,339,900
1817年	文化14年	正月21日	5,863,000	725,700	5,137,300
		10月5日	5,521,800	681,000	4,840,800
1818年	文化15年	正月7日	5,941,800	499,000	5,442,800
		9月14日	6,148,800	377,700	5,771,100
1819年	文政2年	正月7日	6,064,700	615,200	5,449,500
		8月25日	5,884,200	451,800	5,432,400
1820年	文政3年	正月4日	5,990,800	883,000	5,707,800
		9月4日	6,050,800	375,000	5,675,800
1821年	文政4年	正月4日	6,041,700	222,800	5,818,900
		8月23日	6,556,200	576,700	5,979,500
1822年	文政5年	正月3日	6,122,800	105,300	6,017,500
		8月21日	3,434,300	332,900	3,101,400
1823年	文政6年	正月2日	3,970,100	131,800	3,839,700
		9月29日	4,205,100	209,200	3,995,900
1824年	文政7年	正月7日	4,635,800	99,600	4,536,200
		9月7日	5,084,200	234,900	4,849,300
1825年	文政8年	正月2日	5,526,500	257,200	5,269,300
		9月20日	5,889,300	168,000	5,721,300
1826年	文政9年	正月5日	5,962,000	87,100	5,874,900
		10月7日	6,208,700	189,200	6,019,500
1827年	文政10年	正月3日	5,822,400	50,500	5,771,900
		9月7日	5,939,200	153,600	5,785,600
1828年	文政11年	正月7日	5,895,400	50,400	5,844,900
		10月4日	5,838,200	232,100	5,606,100
1829年	文政12年	正月7日	5,497,100	136,000	5,361,100
		9月7日	5,983,300	119,200	5,864,100
1830年	文政13年	正月6日	6,021,500	8,600	6,012,900
		8月4日	6,279,400	77,500	6,201,900
1831年	天保2年	正月元日	6,518,200	99,300	6,418,900
		10月12日	6,541,100	264,400	6,276,700
1832年	天保3年	正月2日	6,339,300	121,900	6,217,400
		11月30日	5,713,500	41,400	5,672,100
1833年	天保4年	正月3日	5,748,900	6,700	5,742,200
		11月2日	5,689,300	10,800	5,678,500
1834年	天保5年	正月4日	5,456,300	12,600	5,443,700
1835年	天保6年	正月3日	5,821,600	14,200	5,807,400
		9月4日	5,536,300	336,000	5,200,300
1836年	天保7年	正月2日	6,036,400	195,554	5,840,842
		9月2日	5,999,800	206,000	5,793,800
1837年	天保8年	正月2日	5,818,300	209,000	5,609,300
		10月13日	5,507,250	126,500	5,308,750
1838年	天保9年	2月27日	6,411,660	284,500	6,127,160
		7月4日	5,842,972	75,816	5,767,158

注)『質物勘定扣帳』資料番号654 4-1-261(「淵沢家文書」八戸市立図書館所蔵、文化5年)を参考にして作成。

そもそも、既に述べたように、淵沢家では質屋・酒屋・農業を経営していた。そのうち、現金収入として大きな割合を占めるものは質屋・酒屋であった。その収支を『質物勘定扣帳』から整理してみると、次頁の表3となる。この表から質屋経営は頻繁に赤字となっており、安定的に大きな収入が見込める事業ではなかったと思われる。その理由については判然としない。但し、八戸藩は他地域と同様に質屋に困窮者救済の役

割を与え、金利を低位に抑えていたため、質屋経営で大きな利益を得難い状況であったことは指摘できる。例えば、正徳六年（一七一六）に質屋経営が認められた際に下された「質屋望就被仰付定之事」によると、金であれば一三両〓五二分／一分（一・九％）、銭であれば一〇〇文／二文（二％）の金利と定められていた⁽³¹⁾。この命令は明治三年二月二二日（一八七〇）に藩に返却した安永三年三月五日（一七七四）の「質屋定目之事」にも記されてお

表3 淵沢家の質屋・酒屋の収支（単位：文）

西暦	和暦	月日	質屋			酒屋					
			収入		支出	差引	収入				支出
			入銭	質流	出銭		正銭賣立	酒賃	酒質預	残酒	米買入代
1808年	文化5年	9月25日	348.195		618.750	(270.555)	1,153.014	1,357.740	878.550		2,419.773
1809年	文化6年	9月24日	240.370	32.800	663.160	(389.990)	1,190.100	1,264.716	12.000		2,346.756
1810年	文化7年	11月3日	617.372	144.250	488.500	273.122	1,653.124	1,418.900	6.500		2,171.500
1811年	文化8年	10月6日	656.736	69.000	504.120	221.616	839.301	1,130.000	6.000		1,606.614
1812年	文化9年	10月5日	482.018		591.868	(109.850)	725.186	1,254.700	2.800		1,287.138
1813年	文化10年	11月9日	671.441	19.262	808.450	(117.747)	914.323	1,058.215	5.972		1,519.193
1815年	文化12年	正月13日	1,155.000	183.350	902.200	436.150					
		9月20日	759.452	40.878	918.056	(117.726)	1,216.000	1,254.800	38.970	22.500	1,842.251
1816年	文化13年	9月27日	1,429.500	163.200	1,101.200	491.500	1,453.000	1,890.000	77.200	102.400	2,403.478
1817年	文化14年	正月21日	414.928	12.150	257.808	169.270					
		10月5日	428.800	44.000	443.200	29.600	1,425.900	1,717.000	67.800		2,470.476
1818年	文化15年	正月7日	459.300	20.000	399.200	80.100					
		9月14日	810.911		1,333.894	(522.983)	1,230.100	1,582.500	48.200		2,145.800
1819年	文政2年	正月7日	856.580	121.400	480.257	497.723					
		8月25日	1,248.772	17.200	1,309.124	(43.152)	1,307.900	1,227.000	73.300		1,960.719
		正月4日	950.460	76.434	617.801	409.093					
1820年	文政3年	9月4日	1,121.600	14.536	1,259.418	(123.282)	1,602.300	1,711.300	86.500		2,724.832
		正月4日	868.900	88.350	479.427	477.823					
1821年	文政4年	8月23日	1,055.833		1,302.945	(247.112)	1,768.400	2,184.900	19.600		3,326.770
		正月3日	1,062.660	48.350	786.980	324.030					
1822年	文政5年	8月21日	1,439.314	29.572	1,728.423	(259.537)	2,392.100	2,769.000	167.900		4,273.300
		正月2日	854.335	81.083	727.293	208.125					
1823年	文政6年	9月29日	780.860	38.050	910.170	(91.260)	1,191.900	1,453.800	26.800		1,716.403
		正月7日	558.127	303.600	419.400	442.327					
		9月7日	844.060		1,086.720	(242.660)	1,213.900	1,339.300	25.600		1,718.070
1825年	文政8年	正月2日	799.600	205.700	444.100	561.200					
		9月20日	590.300		550.400	39.900	1,799.800	1,517.300	23.500		1,955.919
1826年	文政9年	正月5日	706.500	146.080	148.350	704.230					
		10月7日	678.510		1,102.008	(423.498)	1,111.100	1,384.400	16.500	475.000	2,487.900
1827年	文政10年	正月3日	566.972	183.600	274.840	475.732					
		9月7日	640.750		1,049.200	(408.450)	1,299.000	1,114.500	12.600		1,667.083
1828年	文政11年	正月7日	566.400	146.700	666.140	46.960					
		10月4日	977.400		1,251.970	(274.570)	1,098.700	1,531.500	25.000		2,199.630
		正月7日	588.100	252.600	328.100	512.600					
1829年	文政12年	9月7日	937.490		841.400	96.090	1,728.300	1,398.300	12.600		2,190.350
		正月6日	880.179	376.188	222.850	1,033.517					
1830年	文政13年	8月4日	849.700		1,078.250	(228.550)	1,911.000	1,821.000	49.300		2,707.644
		正月元日	763.663	215.113	389.880	588.896					
1831年	天保2年	10月12日	1,102.130	179.860	1,009.750	272.240	1,837.400	1,992.000	53.700		3,039.950
		正月2日	454.170		141.720	312.450					
1832年	天保3年	11月30日	980.300		946.110	34.190	5,098.163	176.400			4,625.965
		正月3日	197.924		155.000	42.924					
1833年	天保4年	11月2日	699.070	135.470	1,143.800	(309.260)	3,132.252				2,587.695
		正月4日	254.670		118.550	136.120					
1834年	天保5年	正月3日	1,427.900		757.000	670.900					
		9月4日	520.550		777.650	(257.100)	1,949.190	1,147.770	10.400		2,391.300
1836年	天保7年	正月2日	500.603		266.272	234.331					
		9月2日	340.682		918.500	(577.818)	1,711.811	1,267.000	25.437		2,286.525
1837年	天保8年	正月2日	445.166		503.750	(58.584)					
		10月13日	870.326		632.572	237.754					
1838年	天保9年	2月27日	852.972	75.000	144.900	783.072					
		7月4日	280.569		705.165	(424.596)	1,945.500	1,270.400	21.840		2,476.164

注)「質物勘定扣帳」資料番号654 4-1-261(「淵沢家文書」八戸市立図書館所蔵、文化5年)を参考にして作成。ちなみに括弧内の数値はマイナスを表す。

り、明治期まで効力を持
ち続けていたと思われる。
そう考えていくと、淵沢
家が質屋経営で大きな利
益が得られなかったこと
も納得できないわけでは
ない。

その一方、酒屋経営は
一〇〇貫文ほどの利益
(諸雑費を除く)が得ら
れ、大きな収入源であつ
た。そのため、酒屋経営
の浮沈が総資産の増減に
大きな影響を与えていた。
特に、文化期の総資産減
少は酒屋経営の不振と関
係があつた。

ここで後の論述に必要
となる八戸藩の造酒統制
策、またはその政策に影

響を及ぼした幕府の造酒統制策にも触れておく。先行研究によると、幕府は成立当初から、武士の俸給となる米の価格を維持するために、市場に流通する米の量を調整する必要がある、造酒量を抑えるよう度々命じていた。

特に明暦三年（一六五七）には、造酒屋の株式を設けて造酒量の統制を強めていった。更に享保改革において幕府は、米の相対的な価格を高めるため、商品の種目毎に株仲間を結成させ、物価統制を図ったが、その際に造酒屋の株仲間も結成された。その上、田沼意次は株仲間から上納される運上金・冥加金を新たな財源として位置づけ、株仲間の結成を促進させた。しかし、文化・文政期の農業生産力の増進により市場に流通する米の量が増え、米価が低下したため、幕府は文化三年九月（一八〇六）に酒の「勝手造」を認める法令を出す。ところが、株仲間からの反発により、文政中期以降、幕府も文化期に認めていた酒の「勝手造」を禁ずる法令を再三出すようになる。更に文政一三年一月（一八三〇）には、気候が不順となり、諸国の米穀が払底する事態となったため、「銘々造来高之三分之一相減、三分之二造酒可致候」という命令が出されるに至る、という⁽³³⁾。ちなみに、造酒高減量

令は文政末年が初見ではなく、寛永期から造酒業は貴重な米穀を消尽する産業と見なされ、同様の法令が出されており、近世初期から造酒統制策に飢民救済の意味が加えられていたことも、指摘されている⁽³⁴⁾。

八戸城下の御用商人・西町屋の『永歳目安録』から、享保期頃に八戸城下に造酒屋の株仲間が結成され、仲間同士で造酒量の統制や酒の価格調整を行っていたことが確認できる⁽³⁵⁾。また、『御勘定所日記』文化三年一〇二四日の記事によると、御勘定頭が幕府の勝手造令を六代官に到達していたことが記されており⁽³⁶⁾、文化三年の勝手造令が八戸藩領内でも施行されていたことがうかがえる。よって、八戸藩は、近世後期に至るまで幕府の造酒統制策に概ね従っていたと思われる。

文化三年の勝手造令の施行は淵沢家の酒屋経営にも大きな影響を及ぼしている。『質物勘定扣帳』文化七年一月三日（一八一〇）の決算には「此年諸方酒屋新籌願出被仰付上、当町六間二相成、一円不捌二而：斯之通不勘定二相成候」と注記されており⁽³⁷⁾、軽米町の酒屋が増えたことで勘定が狂ってしまったと述べられている。

また、翌年一〇月六日（一八一一）の決算には「去午

ノ十二月御才覚金ト被仰出金式百兩貸上候様被仰付：其上当町酒屋七間二増し候間、造酒方不捌之上、直段相応に売渡し、相続鉢甚面倒に相成候」と注記されており、更に酒屋の軒数が増えて競争が激化していた様子がうかがえる。しかも、文化八年には競争激化による酒屋収入の減少の上に、才覚金上納が重なり、徐々に勘定が狂っていくと予測されていたことも読みとれる。ここでいう「才覚金」とは、八戸藩が財政補填のために創った臨時税であり、天明飢饉以降、課税対象となっていた在郷商人は上納を度々命ぜられていた。特に、文化四年（一八〇七年）のフオストフ事件を受けて、八戸藩は幕府から蝦夷地警護・領内海防強化が命じられ、多額の資金を必要としていた。よって、この時期に淵沢家に課された才覚金も、同様の性格を持ったものと考えられる。

その上、文化一〇年十一月九日（一八一三）の決算には「当五月御才覚金被仰出、金式百兩貸上候様被仰付：其上当町酒屋七軒二増し候間、造酒方不捌之上直段相応に売出申相続鉢甚面倒二相成候、其上当年鉄五郎壹人市ノ沢酒屋へ縁組并手前之嫁引取：其外母上様御座所無之ニ付隠居成候而従百貫文余二見、源右衛門殿登二付金九

両合力被仰遣差出候：ベ千貫文余之すてり二相成候」と注記されており、⁽³⁹⁾競争激化による酒屋収入の減少の上に、才覚金上納・縁組費用・母親の隠居費用・合力金上納が重なったことにより、総資産が大きく減少したことが読みとれる。ここでいう「合力金」は藩士を課税対象とした臨時税であり、これも天明飢饉以降に上納命令が度々出されている。既述の通り、淵沢家には藩士として仕えていた源右衛門も同居していたため、合力金も同時に負担する必要があった。当時、八戸藩は文化八年二月（一八一三）に江戸の八戸藩邸が類焼してしまい、その再建費用を捻出する必要があった。そこで、藩は武士・百姓に様々な臨時税を賦課していた。⁽⁴⁰⁾よって、定期的に考えて、淵沢家に賦課された才覚金・合力金も、そのような出費を補填する目的で賦課されていたものと思われる。いずれにせよ、背景に文化三年の勝手造令に起因する酒屋収入の減少があり、そこに幕府の外交政策・八戸藩邸の類焼に起因する臨時課税、淵沢家の私的な出費が重なり、総資産減少を招いたと言える。

但し、『御勘定所日記』文化一〇年一〇月一八日の記事によると、不作のために入札を行わせ、造酒屋の軒数に

減らす政策に転じている。⁽⁴¹⁾ 実際、淵沢家の『万用留書』同年十一月の記事からも軽米町で入札が行われ、四軒に造酒屋が減らされたことが確認できる。但し、『万用留書』に「如何なる上之思召候や」と書かれているように、淵沢家の造酒・販売許可は何故か認められなかった⁽⁴²⁾。その理由については判然としないが、このことは、その後の総資産回復に影響を与えた。『質物勘定扣帳』文化一二年正月一三日（一八一四）時点の総資産内訳を見ると、文化一〇年と比較して、貸付金が総じて減少する代わりに、一三五九貫文分もの酒の在庫が計上されている。この数値の変化に着目すると、貸付金を減らして金融業を縮め、その分を酒造業に投資したことがうかがわれる。しかし、酒が在庫として計上されていることから、造酒許可が下りなかったために現金化できなかったと推察される。総資産が文化一〇年以前の水準に回復するのは、造酒・販売許可が下りた文化一二年九月以降のことであり、この点から考えても淵沢家総資産の増減が酒造業の浮沈に連動していたことが確認できる。

もう一つ、文政五年八月（一八二二）の総資産減少について考えてみる。『質物勘定扣帳』文政五年八月（一

八二二）の決算には「右八拾五貫五百文兩替二而切手御引揚二相成候故、五掛正錢積二致候処、右之通り不勘定二相成申候以上」と注記されている。⁽⁴³⁾ ここでいう「切手」とは、文化元年（一八〇四）頃に八戸藩が当面の資金融通を図るために発行を始めた藩札であり、「預切手」・「通用切手」などとも称されるものである（本稿では預切手で統一する）。「五掛正錢積」とは、預切手を正錢の五分（一／二）の価値と見なすことを意味している。要するに、藩が、淵沢家で考えていたよりも安い価格で預切手の交換・回収をしたため、淵沢家の勘定が狂ってしまった、ということ述べているのである。

ちなみに、文化一一年八月二二日（一八一四）の「御触出」から、預切手によって諸上納金を納める者が多くいたため、藩の側に正金銭の貯えがなく、預切手の交換・回収に苦慮していた様子がうかがえる。⁽⁴⁴⁾ 預切手の交換・回収は文化一三年（一八一六）にも実施されているが、それによって預切手が完全に流通しなくなっていたわけではなく、預切手による上納はその後も続けられていた。そのことを考え合わせると、文政五年（一八二二）の預切手の交換・回収に際して、預切手の価値を安く設定した

のは、多少なりとも交換・回収に用いる正金銭の支出を抑えようとしていたためではないかと思われる。但し、『御勘定所日記』文政五年五月二十七日の記事に「連年上御収納高相減、御相続向御取続不被為有候二付、切手御引揚正錢上納被仰付候」とあり、⁽⁴⁵⁾ 預切手の交換・回収の直接的な意図は、藩の歳入の減少を解消するために、諸上納金を正錢で支払わせることにあつたと考えられる。要するに、藩の政策的な意図は、預切手の価値を安く設定して正金銭の支出を抑えつつ、諸上納金の納入を正錢に切り替えることにあつたと考えられる。当時は第二次藩政改革が実施されていた時期にあたるため、預切手の交換・回収もその一環として実施されたものであろう。いずれにせよ、文政期の預切手の交換・回収は、淵沢家の総資産減少の大きな要因となつた。

その後の淵沢家総資産の推移を表2から見ると、この時も二・三年かけて徐々に総資産が回復している。『質物勘定扣帳』文政六年正月二日（一八二二）から総資産の内訳を見ると、文化期と同様、前年と比較して貸付金が減少している。そして、その代わりに一五一二貫五〇〇文分の清酒・醪・糶の在庫が存在している。⁽⁴⁶⁾

よって、文政期においても金融業を縮めて酒造業に投資し、総資産回復を図つていたと考えられる。

ここで小括すると、淵沢家は四〇〇〇〇六〇〇〇貫文の総資産を有していたが、文化一〇年（一八一三）、幕府の勝手造令の影響を受けて酒屋の収益が落ち、総資産の大幅な減少が起きた。また、文政五年八月（一八二二）には預切手引揚により総資産の大幅な減少が起きた。しかし、淵沢家はその都度、金融業を縮めて酒造業に投資することにより立ち直り、天保期に至つている。

II 淵沢円右衛門の前半生——大豆買入方——

では、円右衛門の動向について述べていこう。彼の生年は、文化一二年（一八一五）に嗣子初太郎（一八一五）一八九一、後に初太郎定綱・兵九郎定綱と改名する、本稿では初太郎に統一する）が誕生していることと、⁽⁴⁷⁾ 陸奥国の推定結婚年齢が平均二〇歳であることを考え合わせると、⁽⁴⁸⁾ 一七九〇年代前半に生まれたと推定される（以後、円右衛門の略歴については、淵沢家文書の諸史料か

ら作成した末尾の別表を参照)。家督を継いだ時期は、彼宛の書状・証書類が増えてくる文政中期頃ではないかと考えられる。その頃から天保九年一月(一八三八)まで彼は「定啓」と名乗っており、この時期を彼の前半生と捉えることができる。既に述べた通り、彼の前半生の動向に注目し、藩との関係を考察していく。

その時期、土地・屋敷の売買、奉公人契約以外で、藩との関係がうかがえる史料として、まずは『御目付所日記』文政八年二月一五日(一八二五)の記事が挙げられる。その記事によると、淵沢源右衛門が「私厄介之甥淵沢寅之助儀多年願望御座候間、此度勢州山田江参宮為仕度奉存候間往来百日御暇被成下度奉願上候」という口上書を提出していることから⁽⁹⁰⁾、「寅之助」こと円右衛門が伊勢参りに行こうとしていたことが確認できる。

ここで指摘できることは二つある。まず一つは、伊勢参詣を目指す行為そのものの意味である。そもそも、軽米町淵沢家と伊勢神宮は少なからず縁がある。新城常三によると、近世には全国的に伊勢信仰が流行したが、南部地方もその例外ではなく、近世初期から伊勢信仰が盛んになり、伊勢参詣を目指す者が多く存在した。特に八

戸藩領内には、天保四年(一八三三)時点で一五七四四戸もの旦那が存在していた、という⁽⁹¹⁾。淵沢家に話を戻して考えてみると、詳しい事情は分からないが、寛政五年(一七九三)以降、淵沢家は伊勢暦を入手するようになる。伊勢暦は伊勢神宮外宮の御師が旦那獲得のために旦那に配っていたものであるため⁽⁹²⁾。寛政期時点で既に軽米町淵沢家は伊勢神宮外宮の御師と何らかの関係を結んでいたと考えられる。よって、円右衛門が伊勢神宮参詣を目指すのも奇異な行為ではない。

もう一つ指摘できることは、藩に暇願いを提出していることから、彼が暇願いを提出する必要がある何らかの職務に就いていたと考えられることである。ここで彼が休もうとしていた職務は判然としない。ただ、淵沢家は、藩が文政二年(一八一九)から始めた藩政改革に関わっていた。例えば、『万日記』安政三年十二月(一八五六)の記事によると、「大豆買入方」に就いて以来買い上げた大豆の量を書き上げて提出せよという命令を受けて、文政二年秋(一八一九)から安政三年秋(一八五六)まで大豆買上高を伝えたことが記されている。ここでいう「大豆買入方」とは、既に述べた通り、国産買上仕法に

関わる役職である。先の史料に文政二年（一八一九）からの大豆買入高が記されていることから、淵沢家では円右衛門が家督を継ぐ以前から「大豆買入方」に就いていたと思われる、文政八年（一八二五）に円右衛門が休もうとしていた職務としても想定される。ちなみに、淵沢家は軽米町・上館村・狄塚村の百姓から大豆を買い上げしており、その買上高をまとめると下の表4となる⁽⁵²⁾。天保中期の買上高が記載されていないのは、後述する天保五年（一八三四）の稗三合一揆によって、国産買上仕法が一時中止されたためであると考えられる。この他にも、円右衛門は「塩買上方」・「布買入方」に任じられており、彼は国産買上仕法に深く関与していたと思われる。

III 淵沢円右衛門の前半生

—— 軽米通一手造酒 ——

1 下命の経緯

より具体的に彼と藩の関係がうかがえるのは、天保初期の軽米通一手造酒事業である。事の始まりは、天保二

年一月二五日（一八三二）、円右衛門が野村武一から、「酒八石仕込、百五十本仕込様五郎助へ被仰付也、尤軽米通一手ト被仰付候」という命令を受けたことにある⁽⁵⁴⁾。ここでいう武一（後に「軍記」と改名するが、本稿では武一に統一する）とは、文政二年（一八一九）以降に行われていた第二次藩政改革を取り仕切っていた人物である。何故、その人物が円右衛門に右の命令を下したのか。菊池勇夫によると、当時、武一は特定の商人に「一手商売」（独占販売）の特権を与えて商品流通を統制し、「御礼金」として流通の成果を吸収する政策を採っていたという⁽⁵⁵⁾。その研究成果に立脚すると、円右衛門への命令もその政策の一環であったと考えられる。

ちなみに、『御勘定所日記』天保二年一月二五日（一八三二）の記事には

表4 淵沢家的大豆買入高（単位：合）

西暦	1819年	1820年	1821年	1822年	1823年	1824年	1825年	1826年	1827年	1828年	1829年	1830年	1831年	1832年	1833年	1834年	1835年	1836年	1837年
和暦	文政2年	文政3年	文政4年	文政5年	文政6年	文政7年	文政8年	文政9年	文政10年	文政11年	文政12年	天保元年	天保2年	天保3年	天保4年		天保5年	天保6年	天保7年
買入高	409,747	365,931	233,647	217,782	105,715	276,650	122,366	231,818	349,234	213,740	100,596	194,170	189,917	63,582					31,804
西暦	1838年	1839年	1840年	1841年	1842年	1843年	1844年	1845年	1846年	1847年	1848年	1849年	1850年	1851年	1852年	1853年	1854年	1855年	1856年
和暦	天保9年	天保10年	天保11年	天保12年	天保13年	天保14年	弘化元年	弘化2年	弘化3年	弘化4年	嘉永元年	嘉永2年	嘉永3年	嘉永4年	嘉永5年	嘉永6年	安政元年	安政2年	安政3年
買入高	65,005	246,184	357,242	244,780	323,951	235,451	334,144	869,931	442,891	594,897	478,080	343,650	480,372	394,317	50,691	429,309	510,788	370,000	

注)『万日記』資料番号7-1-2-23(「淵沢家文書」八戸市立図書館所蔵、安政3年)を参考にして作成。

「淵沢源右衛門手廻円右衛門罷上候：酒屋造高追々猥之儀有之：依深御吟味不被仰付、以御慈悲造酒御差留被仰付置候、然処御領内一般造酒無之候而者、下■（虫損）農業等之節差支候筋も可有之二付、今般御改法之旨従公儀被仰出候御旨趣も有之、御領内中惣造高減石被仰付候得共、其方旧家之株式二付、以御慈悲八石付二造酒百五拾本被仰付」とあり、藩側の史料からも、軽米通一手造酒が、円右衛門に任されたことが裏付けられる。ここであえて藩側の史料を出したのは、この史料から新たに三つのことが指摘できるからである。まず注目すべきは、八戸藩が、造酒統制策と共に、「公儀」（幕府）に従って、領内の造酒許可量を減らす政策も行っていたことである。既に述べた通り、文政一三年一月（一八三〇）には、氣候が不順となり、諸国の米穀が払底する事態となったため、「銘々造来高之三分之一相減、三分之二造酒可致候」という命令を出している。おそらく八戸藩は、定期的に近い文政一三年の命令に従ったものと思われる。よって大局的に見れば、八戸藩は、その幕府の方針にならい、造酒統制策に乗り出していたものと思われる。

ところで、これも既述の通り、近世初期から幕府の造

酒統制策に飢民救済の意味も加えられていた。ところが、八戸藩は円右衛門などの例外を設けて「一手商売」を認めている。これが二つ目の注目すべき点である。財政再建を目指して藩政改革を推し進めていた八戸藩にとって、「一手商売」を認めて「御礼金」を受け取ることも同時に重要であつたため、その方針と幕府の方針とを折衷させた結果が、例外的な造酒許可となったのであろう。

三つ目は、円右衛門に造酒命令が下された理由が「旧家之株式」だったことである。実際、『御勘定所日記』元禄八年一月四日（一六九五）の記事から、淵沢家の酒屋営業が認められたことが確認できるため⁽⁶⁷⁾、淵沢家が古くから造酒を許可されていたことに間違いはなく、「旧家之株式」と言われても不自然ではない。ちなみに、淵沢家と共に造酒が認められた者はみな、晴山文四郎（橋屋）・石橋文蔵（西町屋）など、領内で最も古くから造酒を営んでいた家であり、八戸藩は造酒屋を限定する際の基準として「旧家之株式」を用いていたと思われる。

小括すると、当時の八戸藩は、流通統制のために造酒許可を限定することと、飢饉対策のために造酒許可量を減らすことを並行して行っていた。その際、「旧家之株式」

を判定基準にして造酒許可を下していた、と思われる。それが円右衛門への下命につながったのであろう。

ところで、円右衛門自身はその下命を望んでいたのであらうか。『万日記』天保二年一〇月二四日の記事によると、その日、中里藤十郎たちが酒蔵を改めに来たが、その際、円右衛門は、「当年も矢張昨年同様二仕込度奉存候」と答えている。⁽⁵⁸⁾ ここでいう昨年、天保元年（一八三〇）の造酒量は三九本である。もし、その約一月後に命じられる一五〇本の造酒を彼が望んでいたとすれば、ここで造酒量を増やす意志がなければおかしい。そうでないとしたら、当初、彼は軽米通一手造酒を望んでいなかったと思われる。しかも、十一月一日には「当年も不相替去寅とし同様酒仕度奉存候へ者、此節御封印被仰付候而ハ迷惑至極仕候」とも訴え出ており、⁽⁵⁹⁾ 下命直前まで現状維持を望んでいたと思われる。ところが、下命を受けて心境に微妙な変化が生じたらしい。天保二年一月（一八三一）に軽米通一手造酒を下命された際に書かれた覚書には「御請二も相成不申出候而者、上思召二も相戻候事故…宜敷義者御請申出候砌、可被成御沙汰候」とあり、⁽⁶⁰⁾ この命令を受けなければ上（藩主）の意向に逆らうこと

になるから命令を受けた、と述べている。藩主の意向を慮つての拝命ではあったが、造酒命令を、むしろ積極的に受けていたことが分かり、藩政に便乗して利益を得ようとする志向を持っていたと思われる。天保二年一月二七日（一八三一）に発給された「造酒箒証文之事」の写しにも「上酒屋箒壹本者依願株式被仰付候」とあり、⁽⁶¹⁾ 軽米通一手造酒は円右衛門が願い出た結果として認められたことが分かる。よって、当初、彼は軽米通一手造酒命令を望んで受けたと思われる。

しかし、このことは、直ちに彼が自家の利益だけを考えていたことを意味しない。何故なら、円右衛門は拝命直後に「百五拾本之仕込仕候儀者格別之儀、只之五拾本仕込二も中々以手二合候躰無御座候…軽米二於候而者、五郎助同様酒蔵酒道具杯所持罷有候者両三人も有之候儀ト奉存候、扱又円子并伊保内二於候而も右同様之者共壹兩人も有之候事二御座候、左候得者は等江も造酒方被仰付候ハ、何れ茂三拾本位ツ、者仕込出来可申哉ト奉存候…左候得者漸々百廿本計り之仕込二も相成可申哉ト奉存候」という口上を述べているからである。⁽⁶²⁾ 要するに、彼は一五〇本の造酒を請け負ったが、その事業は淵沢家

だけでは不可能なため、軽米町周辺の引酒屋（酒販売店）

・濁酒屋にも請け負わせるようお願い出ているのである。

それは実質的に軽米町周辺の同業者に利権を分け与える構想であり、その構想から考えると、円右衛門は自家の利益だけを考えていたわけではないと思われる。

ちなみに、右の行為の意味を、淵沢家と他の酒屋との関係から考えると次のようになる。当時、軽米町には「酒屋仲間」と呼ばれる造酒屋の同業者集団が存在した。その起源は判然としないが、寛政五年七月（一七九三）、第一次藩政改革の一環として酒屋御礼金（酒屋営業税）の増額が実施された際、軽米町の「酒や惣仲間」が軽米通御代官・船越与左衛門等に対して「御免願」を申し出ており、寛政期には既に存在していたことが確認できる。

また、文化一〇年一月（一八一三）の造酒願に「酒屋中間、五郎助、利右衛門、利三郎、久兵衛、七右衛門・三九郎、助右衛門、べ七人」とあり、「酒屋仲間」の構成員が分かる。ここで挙げられている人物は全て軽米町周辺の酒屋であったことが確認できるため、⁽⁶⁴⁾「酒屋仲間」とは軽米町周辺の酒屋からなる組織であったと考えられる。そして、淵沢家当主も例外ではなく、文化期には既

に「酒屋仲間」の一員であったことが確認できる。

「酒屋仲間」の役割については、寛政五年七月に藩の御礼金増額要求に結束して反対意見を上申していることから、藩の要求から酒屋の共通利害を守ることが「酒屋仲間」の役割になっていたと考えられる。また、造酒許可が下りにくい文化一〇年・文政四年（一八二二）・文政九年（一八二六）に「仲間連名」で造酒許可を求める上申書を提出しているから、⁽⁶⁵⁾「酒屋仲間」には、酒屋の共通利害をより拡大させる役割もあつたことがうかがえる。そう考えていくと、軽米町の酒屋が「酒屋仲間」に属することには、それなりに利点があつたと言えよう。

翻って淵沢家のことを考えてみると、文政期の造酒願に淵沢家当主が名を連ねていることから、「酒屋仲間」と共に行動して利権を獲得する志向が、文政期の淵沢家には存在していたと思われる。特に、文政後期には円右衛門が淵沢家当主になつていたと考えられることから、文政九年（一八二六）の造酒願には円右衛門も関与していたと思われるため、「酒屋仲間」と共同歩調をとる志向は円右衛門にも継承されていたと推察される。そう考えていくと、天保初期に、円右衛門が他の酒屋に利権を分け

与えようと画策したことは、「酒屋仲間」構成員との関係を壊したくなかったためではないかと思われる。

もつとも、その後、実際に利権が分け与えられたことは確認できない。「酒屋仲間」に属する利右衛門・理三郎（利三郎）・久兵衛などの酒屋は「売方」に任じられ、淵沢家の酒を販売する役目を与えられた。また、後述するが、同じく「酒屋仲間」に属する助右衛門（若松屋）・七右衛門（成田屋）も、円右衛門に酒蔵・酒道具を貸与するだけの存在となる。よって結果だけを見ると、円右衛門が軽米通造酒の利権を独占する形になった。

ともかく、円右衛門は軽米通一手造酒の命令を受けた。しかし、拜命にあたって色々と不満を持っていたらしく、十一月二十六日に『窺書』を提出している。⁽⁶⁶⁾『窺書』において、まず注目されるのは宛先が「御調役所」になっている点である。ここでいう「御調役所」は、藩専売制を推し進めるために創設された組織である。『窺書』がこれに宛てられているということは、軽米通一手造酒が藩専売制に関わる事業であったことを裏付けている。

また、『窺書』と藩の応答の要点をまとめると下の表5となるが、そのうち、酒蔵・酒道具を借用することを前

提として、濁酒屋・引酒屋にある諸味（醪）・糶などを造酒に活用したいという問い合わせに対して、それらを別扱いにせよと回答している点が注目される。しかも、濁沢家で製造していた醪まで別扱いにせよと命じられているため、一ヶ月段階では醪作りから始める必要があり、彼は不満を持っていたと思われる。おそらく彼としては、既にある清酒の原料となる醪・糶などを活用して、少しでも労力・費用を節約したかったものと思われるが、それは許されなかった。何故、藩は既存の醪・糶の活用を認めなかったのか。同時期に藩が醪・糶などの株式も別に設けていることから考えると⁽⁶⁷⁾、八戸藩は造酒は造酒、

表5 天保2年11月26日提出の『窺書』

	円右衛門の問い合わせ	八戸藩の回答
1	五郎助(淵沢家)が所持している酒蔵・酒道具では役目を果たせないため、引酒屋(酒売屋)から酒蔵・酒道具を借りたい。	濁酒屋から借用せよ。
2	濁酒屋が所持している諸味(醪)・元糶はどうすればよいか。(仰せ付けられた)150本に含めても良いか。	濁酒屋の諸味・元糶は別扱いにせよ。
3	引酒屋(「売方」)の糶元は譲ってもらえないか。	引酒屋(酒売屋)の糶元も別扱いにせよ。但し、直接交渉して買い上げても構わない。
4	(既)に五郎助(淵沢家)はいくらか酒を仕込んでいるため、かねてより報告している諸味(醪)を清酒に仕込みたいが、どうか。	五郎助(淵沢家)の諸味(醪)も別扱いにせよ。
5	借用した酒蔵で仕込んだ諸味(醪)を清酒に仕込み次第、引酒屋(「売方」)に売り渡して良いか。	その通りにせよ。
6	御上(八戸藩)に売り渡す酒の代金はどこから出るのか。	御調役所から出る。

注)『窺書』資料番号858 4-1-262(「淵沢家文書」八戸市立図書館所蔵、天保2年)。

醪は醪、糒は糒、という形で別々に営業させ、それぞれから利益を得ようとしていたと思われる。そう考えていくと、円右衛門の醪・糒活用は流通統制の原則から外れており、藩として認めにくいことではなかったかと推察される。もつとも、それは藩の事情である。一月一日に彼が書いた書状には、「諸味御引配御免被成下度之旨折角く申上候へとも、兎角可被仰付御模様無御座込果罷有候、今一度奉願上見可申候」とあり、⁽⁸⁸⁾落胆と困惑の念が述べられており、実際に造酒を行う者にとつて、既存の醪・糒を使えないことは不満であつたかと思われる。

その後、酒蔵・酒道具の不足が考慮されたためか、同年一月二七日に発給された「造酒屋添証文之事」によると、造酒本数が一〇〇本に減らされたことが分かる。⁽⁸⁹⁾しかし、その他にも色々と不満が残っていたらしく、同年一月二日に彼は再び『窺書』を提出している。⁽⁹⁰⁾

この時の『窺書』と藩の応答の要点をまとめると下の表6となるが、そのうち注目されるのは、一月にも問題となった淵沢家の醪についての問い合わせである。この『窺書』においても、淵沢家の醪についての決定は覆らず、「日払所」に渡すようにと命ぜられている。ここでの

う「日払所」とは、藩営の大野鉄山（現岩手県洋野町）を取り仕切る役所である。大野鉄山日払所では、鉄山労働者のための造酒も行っていたため、藩はそこで淵沢家の醪を活用しようと考えていたと思われる。もつとも、同年一月二四日に大野日払所から来た書状には「清酒諸味賦方之儀、遠方ト申、雪中ト云、迷惑仕候ニ付窺書差上申候所、醪之儀ハ掛継らせ清酒ニ而受取候様御沙汰ニ御座候」とあり、⁽⁹¹⁾日払所が運搬の困難を色々と訴え出した結果、淵沢家の諸味を清酒で受け取るようにと命ぜられたことが分かる。よつて最終的には、運搬作業の苦労が考慮されて、彼は醪を活用することができ、余計な労力・費用

表6 天保2年12月2日提出の『窺書』

	円右衛門の問い合わせ	八戸藩の回答
1	(淵沢家の醪を渡すよう言われていたが)土蔵の中に余裕がなく、樽詰も簡単にはいかない。また、在方の者共が入ってこれでは清酒仕込の邪魔にもなる。だから、(醪を)清酒仕込みに使いたいが、どうか。	既に述べた通りである。(淵沢家の醪は)日払所に渡すように。
2	淵沢家の酒蔵・酒道具だけでは(仰せ付けられた量の)酒を仕込めない。濁酒屋から借りよう言われたが、濁酒屋は銘々で作業を行うため、混雑して安心できない。だから、軽米町の売方(引酒屋)3人から酒蔵・酒道具を借りたいが、どうか。	引酒屋(売方)からの借用は認めない。濁酒屋から借りるように。もつとも、濁酒屋であっても近所の濁酒屋から借りるように。また、借りた場合は、その人数や、誰のを借りたか言上するように。
3	蔵酒はどう扱えば良いか。	酒粕と同様、別扱いにしておくように。
4	今回私が造る酒は上様(藩)が買い上げてくれるそうだが、その代金は御上様(藩)を介して受け取ることになるのか。それとも、売方共から直接受け取ることになるのか。	酒の代金は御調役所から出される。売るのも御調役所だけに上納せよ。
5	御通帳は誰宛に認めれば良いか。	御調役所。

注)『窺書』資料番号1211 4-1-50(「淵沢家文書」八戸市立図書館所蔵、天保2年)。但し、5の八戸藩の回答は『萬日記』(文政10年)による。

をさかずに済んだと思われる。但し、彼からの願いではなく、日払所からの願いによって酀の活用が実現したことは問題であった。当時、日払所が運営する大野鉄山は年間一五〇〇〜三〇〇〇両（約一〇二〇〇〜二〇四〇〇貫文）もの利益を生み出しており⁽⁷²⁾、藩が円右衛門よりも日払所の事情に配慮したことは当然であった。しかし、酒屋の事情を顧みない藩の姿勢は後に問題となる。

第二に注目されるのは、藩が、酒蔵・酒道具を借りる対象を濁酒屋に限定している点である。『万日記』同年十二月四日の記事によると、実際、助右衛門・七右衛門の二人からしか借りられなかったことが分かる⁽⁷³⁾。その理由は判然としないが、八戸藩は造酒屋と引酒屋（「売方」）の株式を分けており、それぞれから御礼金を徴収していたため、「売方」の営業も妨げられなかったためではないかと思われる。いずれにせよ、円右衛門の酒蔵・酒道具の不足が解消されることはなかった。

小括すると、円右衛門は造酒統制策に乗じて造酒命令を受けたものの様々な不満を持っていた。また、藩の方針により造酒作業に不安要素を抱え込むこととなった。

2 結果

では、その後、具体的にどうなったか。下の表7は『質物勘定扣帳』記載の造酒本数をまとめたものだが⁽⁷⁴⁾、天保二年（一八三一）の淵沢家の造酒本数は六七本にもなっており、例年の倍近い量の酒を仕込んでいたことが分かる。但し、天保三年一月七日（一八三二）に円右衛門が出した造酒御免願に「下拙儀去卯とし、造酒百本仕込被仰付被成下難有仕合奉存候：去冬借米等仕漸五十七本仕込仕候、随而奉申上候儀、恐入奉存候得とも、当年稲作も不宜借米出来仕候跡茂無御座候得者、中々以本数仕込仕候様無御座」とあるため⁽⁷⁵⁾、藩の側には仕込んだ本数を五七本と報告していたことが分かる。いずれに

表7 淵沢家の造酒本数（単位：本）

西暦	1808年	1809年	1810年	1811年	1812年	1813年	1814年	1815年	1816年	1817年	1818年	1819年	1820年	1821年	1822年	
和暦	文化6年	文化7年	文化8年	文化9年	文化10年	文化11年	文化12年	文化13年	文化14年	文政元年	文政2年	文政3年	文政4年	文政5年	文政6年	
月日	9月	10月	11月	10月	10月	11月		9月	9月	9月	9月	8月	9月	8月	8月	
本数	38.5	38.5	39.5	28.0	25.0	27.0		24.5	21.0	27.0	30.5	38.5	36.5	34.5	39.0	

西暦	1823年	1824年	1825年	1826年	1827年	1828年	1829年	1830年	1831年	1832年	1833年	1834年	1835年	1836年	1837年	1838年
和暦	文政7年	文政8年	文政9年	文政10年	文政11年	文政12年	文政13年	天保元年	天保2年	天保3年	天保4年	天保5年	天保6年	天保7年	天保8年	天保9年
月日	9月	9月	9月	10月	9月	10月	9月	8月	10月	11月	11月		7月	8月		7月
本数	38.5	39.0	38.0	29.0	30.0	36.0	37.0	38.0	39.0	67.0	30.0		20.0	16.0		15.0

注1『質物勘定扣帳』資料番号654 4-1-261（「淵沢家文書」八戸市立図書館所蔵、文化5年）を参考として作成。

せよ、大量に酒を仕込んだものの、割り当てられた量には遠く及ばなかったことが理解できる。おそらく、酒蔵・酒道具の不足が響いたものと思われる。

また、右の史料からは、去年の冬は米を借りてやつと五七本仕込んだが、今年は稲が不作であり、米を借りることもできないから一〇〇本も仕込むことはできないと述べている。実際、淵沢家の『仕込帳』によると、この時に仕込んだ玄米・白米の総量八三四石四斗九升五合のうち、二二七石は、酒蔵・酒道具を借りた七右衛門・助右衛門から借りており⁽⁷⁶⁾、天保二年冬の段階で原料の調達に苦慮していた様子がうかがえる。また、『御勘定日記』天保三年一二月七日の記事によると、この年は凶作であったことも分かる⁽⁷⁷⁾。しかも、『万日記』天保三年一二月二〇日の記事に「市中出米不足」とあり⁽⁷⁸⁾、米の流通が滞っていたことも分かる。以上のことから、彼が原料を調達しにくい状況にあったことは裏付けられる。

ところで、一連の造酒によって彼は儲かったのだろうか。それは『質物勘定扣帳』を基に作成した下の天保三年十二月収支決算表（表8）からうかがえる。表8を見てわかるように利益はたった六四八貫五九八文である。

淵沢家の酒屋
収入は約一〇〇
〇貫文で推移し
ているため⁽⁷⁹⁾、

この年の酒屋収入はむしろ少ないと言える。しかも、『質物勘定扣帳』に挟み込まれていた覚書から、天保三年一二月時点の雑費をまとめてみると下の表9

となるが、この表によると、「御礼金」・「御受銭」などの上納金、酒師などへの給金も少なくなく、雑費の合計は一〇〇〇貫文以上になっている。それらの支出も考慮すると、おそらく五〇〇貫文ほどの赤字は出たと思われる。実際、表9の元となった覚書

表8 天保3年造酒の収支決算（本数以外の単位：文）

	手前蔵①	手前蔵②	助右衛門蔵	七右衛門蔵	合計
本数	10本	27本	15本	15本	67本
米買入代	706,225	1,906,804	1,025,879	987,057	4,625,965
正銭売立	188,700	2,114,762	1,120,661	1,204,040	4,628,163
酒賃代	176,400				176,400
日払所売代	470,000				470,000
荒利益	835,100	2,114,762	1,120,661	1,204,040	5,274,563
差引	128,875	207,958	94,782	216,983	648,598

注)『質物勘定扣帳』資料番号654 4-1-261(「淵沢家文書」八戸市立図書館所蔵、文化5年)を参考にして作成。

表9 天保3年輕米通一手造酒の雑費（単位：文）

	御礼金	御受銭	庶普請代	炭・春木	蔵柱・手入・酒袋・小物代等	御見舞物・御宿料	八戸出府代	八戸へ附上酒駄賃	飛脚賃・見舞物・四季施等	手代・飯炊の衣類・飯料等	酒師・蔵廻・米傭の給金等	合計
雑費	155,040	166,600	105,000	58,000	51,000	30,000	39,500	110,300	41,500	60,000	196,000	1,015,640

注)『質物勘定扣帳』資料番号654 4-1-261(「淵沢家文書」八戸市立図書館所蔵、文化5年)を参考にして作成。

には円右衛門の筆跡で「右計二ても過半之損毛也、外に我等手廻之衣類飯料を加候ては詰らぬ事二相成候」と付記されており、淵沢家自体の衣料代・食料代も加えると大幅な赤字になると考えられていた。

軽米通一手造酒が淵沢家経営に与えた影響を考える場合、表2が参考になる。表2によると、文政五年八月（一八二三）の総資産減少後、着実に増えていた総資産が、この時期に減少に転じている。淵沢家のもう一つの主要な収入源である質屋経営が黒字である以上、この総資産減少は軽米通一手造酒の失敗が響いたためと思われる。

では何故、赤字となったのか。そもそも、天保三年八月二四日（一八三二）に円右衛門が勘定頭に宛てた書状には「助右衛門七右衛門土蔵并酒道具借受仕込仕候所、当年柄故二も可有御座候而不捌二御座候」とあるため⁽⁸¹⁾、天保三年の状況下では酒が売れなかったらしい。しかれば何故、酒が売れなかったのか。菊池勇夫は、八戸藩が酒の公定価格を引き揚げ、造酒屋の軒数を限定したことにより領民が困窮したと論じているため⁽⁸²⁾、公定価格の引揚が民衆を苦しめ、嗜好品の購買意欲を減退させた可能性がある。しかも当時は藩専売制の強行により他の諸品

も値上がりしており、嗜好品の購買意欲が更に減退していたとも考えられる。その上、天保三年（一八三二）は凶作の年であったため⁽⁸³⁾、民衆が嗜好品を購入する余裕がなかったのではなからうか。

また、時間の経過と共に別な要因も出て来る。同年八月二九日に円右衛門が勘定頭に宛てた書状には「去月造酒被仰付難有五十七本造込之内、助右衛門七右衛門土蔵并酒道具借受仕込仕候…不捌二御座候而、被仰付候売方とも聊持参仕、殊に不味之酒出来候二付申上候」とあり⁽⁸⁴⁾、「売方」から、酒が味が悪くなったことが知らされている。更に、同年九月十五日に彼が同人に宛てた書状によると、長く放置していたために酒の風味が変わってしまったことがうかがえる⁽⁸⁵⁾。そこで同年一〇月七日、円右衛門は八戸城下ならば酒も売れると判断して八戸城下での酒販売を許可してほしいと訴えている。最終的には、八戸藩に命じられた八戸の商人・常盤屋善兵衛が、その悪くなった酒を買い取り、八戸城下で販売することで落着いた。しかし、『質物勘定扣帳』天保三年十一月三〇日（一八三二）の決算記事に「右者生酒壺升二付百十

式文より九拾文二込御買上被遊候に付、斯不廻りに相成申候」と付記されているため、酒の買上価格に問題があった。本来、酒の価格は藩が定めており、造酒統制策以前の前年十月六日（一八三一）の価格が一升あたり一二〇文となっていた。それに比べると、藩が設定した買取価格一一二・九〇文は、かなり安いと言えよう⁽⁸⁷⁾。もちろん、それは救済措置であったわけだが、淵沢家が損をしたことには変わりはない。つまり、淵沢家の赤字は、藩専売制・凶作に起因する民衆の購買力減退と、藩の救済措置の不備が主因であったと考えられる。

ちなみに、『万日記』天保三年二月一六日の記事によると、酒の「一手商売」を任されていた八戸城下の西町屋・美濃屋、軽米通軽米町の元屋（淵沢家）、久慈通明戸村の種屋が、現在の公定価格では大きな損失となるため、公定価格を引き上げてほしいと共同で願い出ている。実際、一二月二〇日には、公定価格が一升あたり一三六文に引き上げられている。このことから、酒の「一手商売」を請け負い、損失を被った者が複数確認できるため、円右衛門の事例は特殊なものではないと思われる。

最後に、その後の経緯についても述べておく。軽米通

一手造酒の権利は天保五年八月（一八三四）に完全に手放す。天保五年八月二二日に円右衛門が藩に出した書状には「此節稲作并諸作共宜鋪相見得候二付、軽米通酒屋共より造酒仕込願上候旨及承候、右二付去ル卯年頂戴仕候百本之造酒籌御証文奉差上候而宜鋪筋二も御座候哉」とあり⁽⁸⁸⁾、天保二年に軽米通一手造酒を命じられて相続してきたが、天保四年は不作であったために休業した。更に、今年は稲作や諸作の出来がよさそうなため、軽米通の酒屋共から造酒仕込の願を聞いている。そこで、軽米通一手造酒の権利を手放したいが、どうだろうか、と述べられている。この願いを受けて、藩は、同年八月二九日に軽米通一手造酒の権利を消失させ、淵沢家を含む九軒の酒屋の営業を許可している。ここで、何故、他の酒屋共から願いが出されたかという疑問を持たれるかもしれないが、それは同年二月に起きた稗三合一揆が関係している。一揆の際、藩は酒の一手商売の廃止も要求され、迷惑の筋があれば報告せよと回答していた。軽米通の酒屋共から要求が出されているのは、そのような事情による。よって、それは造酒統制策によって休業に追い込まれた他の酒屋の権利回復運動とも受け取れる。そのため、

円右衛門の権利放棄は他者の要求に応じた受動的な決断にも見える。しかし、現状に不満を持っていた彼にとつては、特権を手放す良い機会ではなかったかと思われる。

IV 淵沢円右衛門の前半生——飢民救済——

もう一つ、『遺言』執筆以前の円右衛門の活動として、天保飢饉の際の飢民救済が特筆できる。一般的に天保飢饉は天保四年（一八三三）から始まるとされる。『御勘定所日記』によると、天保四年八月一六日に村々から出された訴状には「去る廿五日八ツ時急二大雷厳雷鳴、大雨者前代未聞大粒氷ふり」・「去ル八日より十二日迄打続大霜二而焼かれ諸色凶作仕候」とあり、七月の雹、八月の霜によつて、八戸藩も凶作に陥つたことが分かる。

その際、八戸藩はまず採つた政策は、「御囲稗」の貸出である。例えば、『御勘定所日記』天保四年八月一七日の記事によると、久慈八日町伝兵衛・幸七、観音寺村惣百姓共、晴山御蔵給所御百姓共、山内御蔵給所惣御百姓共、高家村惣御百姓共、軽米村御百姓共、江刺家村惣御百姓共の要求に応じて、「御囲稗」を借りるよう命じている。⁽⁹⁰⁾

「御囲稗」とは、天明期の壊滅的な飢饉を教訓として、寛政期から八戸藩が実施していた備荒貯蓄制度である。具体的には、数ヶ村単位で稗を抛出させ、その地域の有力者に預らせておき、凶作・飢饉時に藩の命令でその稗を貸し出す制度となっていた。

ところで、『御勘定所日記』天保四年八月一三日（一八三三）の記事によると、村々に御徒目付を派遣して穀物を改めることと、身近な者や村内の困窮者に穀物を遣わした者に対して、遣わした穀物の量と相手の名前を書き留めておくよう、御勘定頭が領内の各代官に通達している。⁽⁹¹⁾『万日記』同年八月二一日の記事には「軽米郷中諸雜穀御改済二相成候者とも、御穀物市中へ出シ、五舁壺斗ツ、売払候様、尤郷違之者にても売払遣候様、且何村ノ誰江何程相払候ト申儀書留置相払可申候、若売払不申候而ハ重キ御手中テ可被仰付旨嚴敷御沙汰に御座候」とあるため、各代官に通達された命令が形を変えて淵沢家に伝えられていたことが分かる。そして、その命令の内容とは、雜穀改めの済んだ者は市場に穀物を出し、その売り出した量と売り手の情報を書き留めておくようにというものであった。つまり、藩は、半官半民的な備荒貯

表 10 淵沢家の稗貸付（単位：合）

身分・住所	氏名	貸 穂 量											差引石高	皆済時期	
		1833年 天保4年 8～12月	1834年 天保5年 1～8月	1834年 天保5年 9～12月	1835年 天保6年 9月	1837年 天保7年 1～8月	1839年 天保8年 1～8月	1839年 天保8年 9月	1840年 天保9年 11月	1843年 天保12年 9月	1848年 弘化5年 1～8月	1848年 弘化5年 9月			1851年 嘉永2年 1～8月
名子	久次郎	2,000	1,600			1,000								4,600	
名子	弁治	1,600	2,800											4,400	
名子	永蔵	800	1,910	-500			200							2,410	
名子	三助	1,200												1,200	
名子	勘助	1,600	1,600	-1,000										2,200	
名子	与四郎	1,200	1,940			430								3,570	
名子	八助	1,000	1,920	-500										2,420	
名子	与祖治	1,200				30	760							1,990	
名子	五郎	1,500	2,700	-1,000		1,000			-1,500		-1,200			1,500	
名子	酉	800	1,600				400					1,000		3,800	慶応元年
名子	長右衛門	2,000	2,000	-1,200		500		-800						2,500	明治5年
名子	藤吉	1,600	2,480	-1,000			800							3,880	
名子	茂兵衛	2,400	2,000	-1,600					-1,600					1,200	明治11年
	吉	800	1,200											2,000	
川原	喜代	1,200	2,000	-1,000			400							2,600	明治15年
川原	助八	800	800			200								1,800	
あら町	作平	1,200	800											2,000	
向ノ	三十郎	2,500	3,500											6,000	明治4年
かまと	辰吉	1,600	1,600											3,200	
新町	五郎	1,600	1,300											2,900	
長根	勇吉	1,200												1,200	
新町	藤助	800												800	明治9年
中町	甚吉	1,200	1,000		-800			-400						1,000	明治15年
鬼棚氏	鬼棚清吉	8,400												8,400	
淵沢氏	淵沢嘉藤木様	2,400												2,400	
名子	吉右衛門	1,000	1,200									1,800		4,000	
梅屋	藤松	1,600												1,600	
新町	藤吉	800												800	
沢ノ	竹		800										1,000	1,800	
中町かじ	久四郎		2,400										7,000	9,400	明治11年
沢ノ	瀧太郎		1,200											1,200	
川原	小三郎		1,400											1,400	
上宿	和七		1,600											1,600	
大町	久四郎		4,000											4,000	明治17年
榎植	喜之助		500											500	明治15年
淵沢氏	庄五郎様		1,200											1,200	
大工	兵助		1,200											1,200	文久3年
大工	惣七		1,600											1,600	
山口	孫之丞		4,400											4,400	
新町	吉									2,000			2,400	4,400	
名子	三八												2,000	2,000	
名子	丹治												1,000	1,000	元治2年
別家	金吾様												4,000	4,000	
連台野	久蔵												1,000	1,000	
連台野	嶋哲彦						400							400	明治2年
連台野	弥市郎									5,200			6,500	11,700	明治9年
名子	善助												3,000	3,000	
荒町	孫右衛門												3,000	-1,500	1,500
合計		46,000	56,250	-7,800	-800	3,160	2,960	-400	-800	-3,100	7,200	-1,200	33,700	133,670	

注)『稗貸帳』資料番号655 6-1-73(「淵沢家文書」八戸市立図書館所蔵、天保4年)を参考にして作成。表中の「荒町」「新町」は軽米町内部の行政区分で有り、「川原」「連台野」「沢ノ」といった地名は軽米町の旧字名。

蓄制度と、地域有力者による直接的な飢民救済策を併用して天保飢饉に対処していたと考えられる。

ここで円右衛門に関係してくるのは後者である。『万日記』同年八月二三日の記事から、雑穀改めが実際に行われたことは確認できる。しかしその後、彼が市場に穀物売り出した形跡はうかがえない。その代わり、彼が八月二一日から軽米町周辺の人々に対して稗の貸付を始めていることが確認できる。しかも、その貸し付けた稗の量をまとめた『稗貸帳』の作成日は八月二三日となっている⁽⁹⁴⁾。稗の貸付と売出は異なるが、雑穀改めの日と『稗貸帳』の作成日が一致していることは偶然とは考えにくく、彼の行動は藩の命令に即したものだと思われる。『稗貸帳』という帳簿名から考えて、おそらく彼は初めから貸すつもりで売り出していたのではなからうか。

藩の命令に従うだけではなく、稗の貸付を行ったことは、彼が飢民救済に積極的であったことを示唆している。また、帳簿上では、雑穀改めが行われる前の八月二一日から既に稗の貸付を初めており、飢民救済における彼の積極性がうかがわれる。更に、『稗貸帳』の序文には「此年凶作飢饉二付貸方左之通：豊年に至て返済之時八元品

元石にて受取べき者也」とあり、利子の取立を禁じているため、彼は、稗貸付を通じて直接的に利益を得ようとはしていなかったと思われる。その上、『稗貸帳』を参考にして稗の貸付量を推移をまとめた次頁の表10からは、皆済時期が明治期までのび、貸し付けた稗の回収に躍起になっていない姿勢がうかがわれる。それらの点からも、飢民救済を積極的に行う意志が見てとれる。

ちなみに、淵沢家の『万用留書』には、文化一二年八月七日（一八一五）に名主・大町七之丞が「御囲稗」の残高について問い合わせてきた書状が挟み込まれている。また、その書状には「拾九石八斗貳升五合、右ハ文化八年未斗立御預ケ有（改行）外二九石壹斗五升貳合、右ハ寛政十一年四月斗立御預有」とあるため、⁽⁹⁶⁾淵沢家は「御囲稗」制度が創られた当初から稗を預かり続けていたことが分かる。ところが、その書状には「右挨拶、不残御貸付二成候、小走江御聞可被成候以上と申遣」と注記されており、⁽⁹⁷⁾全て貸し付けてしまったことが分かる。その時期については、『万日記』文政一一年一月一〇日（一八二八）の記事に「右稗ハ去ル文化戌ノ年不残御貸付ニ相成：手前一切不抱」とあるため、⁽⁹⁸⁾「文化戌ノ年」、つま

り七之丞が「御囲稗」の残高を問い合わせてきた前年（一八一四）には既に、淵沢家が「御囲稗」を預からなくなっていたことが確認できる。文化期に「御囲稗」を全て貸し付けた後、それを預からなくなった理由については判然としない。ただ、「御囲稗」制度はその後も存続していることから考えると、淵沢家特有の理由があったのであろうか。表2によると、淵沢家が「御囲稗」を預からなくなったのはちょうど淵沢家の総資産が落ち込んでいる時期にあたるため、総資産減少との因果関係が疑われる。いずれにせよ、文化期に淵沢家は「御囲稗」を預からなくなっていた。しかも、文政一一年（一八二八）以降、『万日記』には「御囲稗」の記事が見られないことから、天保飢饉が発生した際、淵沢家に「御囲稗」が預けられていたとは考えにくい。とすると、天保四年（一八三三年）に彼が貸し付けた稗は「御囲稗」ではなく、淵沢家のものであったと考えられる。

表 11 淵沢家の持高

西暦	和暦	稲田	畑形	合計石高
1791年	寛政3年	360石(3.6反)	54.5役(54.5反)	10225合
1830年	天保元年	520石(5.2反)	55役(55反)	7834合
1833年	天保4年	620石(6.2反)	59役(59反)	8614合
1840年	天保11年	1820石(18.2反)	125.5役(125.5反)	27876合

注)『万日記』資料番号3 112-9(「淵沢家文書」八戸市立図書館所蔵、文政10年)。『万用留書』資料番号2 112-17(「淵沢家文書」八戸市立図書館所蔵、天明7年)を参考にして作成。

表11は『万日記』に記された淵沢家の持高をまとめたものだが、円右衛門が家督を継いでいた天保前期に注目してみると、約八石の耕地を所持していたことが分かる⁽⁹⁹⁾。また、耕地の内訳を見ると、大部分が畑形であったこともうかがえる。更に、『万日記』から畑形手作地の作付状況をまとめると表12となるが、この表から天保四年時点（一八三三）で、稗に特化した作付をしていたことも分かる⁽¹⁰⁰⁾。その作付のためか、八月二三日の雑穀改めの際、淵沢家には稗三二〇石・草粃六〇石・大麦二〇石・小麦二石・玄白米五石があり、大量の稗が貯えられていた⁽¹⁰¹⁾。この大量の稗があつたからこそ、円右衛門は軽米町周辺の人々の救済が可能だったのである。しかし、これだけ大量の穀物となると雑穀改めの命令が下る直後に準備したとは考えにくい。例えば、天保四年一月（一八三三）に収穫された新稗は三〇石であるため、三二〇石もの稗を貯えるには数年前から準備していなければならぬ。おそらく、文政末年頃から既に貯穀を始めていたであろう。そこには、独自に飢民救済の準備を行う彼の姿が垣間見える。

小括すると、淵沢家は文化期の総資産減少を契機とし

て「御囲稗」を預かることをやめる。そして、円右衛門は文政末年頃から稗に特化した作付を始め、稗の貯えを始め、天保飢饉に際しては実際に稗の貸付を行う。その動向は、彼が飢民救済に積極的であつたことを示していると思われる。但し、浪川健治によると、天保期の弘前藩では、上層農⁽¹⁰²⁾「重立之者」に飢民救済機能を担わせた。しかし、実際に「重立之者」が救済したのは、自身に隸属する「仮子」⁽¹⁰³⁾ 隸属農や小作人、擬制的に家族化した養子・養弟に限られており、救済から外れた者たちは「松前掾」として蝦夷地への脱出を図るようになっていく、という。翻つて考えてみると、円右衛門も淵沢家に隸属する名子、親族などに優先的に稗を貸し付けており、弘前藩の「重立之者」層の対処と類似しており、自家経営を最優先していた点においては共通する。

表 12 畑形手作地の作付状況（単位：役、1 役＝1 反）

西暦	和暦	大豆	粟	稗	蕎麦	麦	荏胡麻	大根・蕪	合計
1791年	寛政3年	22.5	21	5	3	3			54.5
1833年	天保4年	18	2	33		6			59
1840年	天保11年	23.5	13	39	7.5		0.5	2	85.5

注）『万日記』資料番号3 112-9（「淵沢家文書」八戸市立図書館所蔵、文政10年）。『万用留書』資料番号2 112-17（「淵沢家文書」八戸市立図書館所蔵、天明7年）を参考にして作成。

V 『遺言』の分析

では、以上のような藩との関係が、円右衛門の思想にどのような影響を与えたのか。彼が天保四年十二月（一八三三）に著した『遺言』によってそれを見ていこう。まず、『遺言』の形態的な特徴から述べていく。『遺言』の形態は冊子で丁数は二八。そのうち、初めから一三丁までは、「人の道」・「士の心得」・「飢饉の備えについて特に区切らず述べており、序文と三六条の一つ書がある。その次に、「農人の心得」と題された部分が三丁あり、一〇条の一つ書がある。続いて、「名子共の扱」と題された部分が一丁あり、四条の一つ書がある。更に、「商人の心得」と題された部分が三丁あり、一〇条の一つ書がある。その上に、「造酒屋の心得」と題された部分が二丁半あり、八条の一つ書がある。最後に「工人の心得」と題された部分が二丁半あり、七条の一つ書がある。そして、『遺言』の末尾に一首の歌が添えられている。ちなみに、「人の道」・「士の心得」・「飢饉の備えについては区切られ

ていないが、内容的な繋がりが確認できないことから、本稿では便宜的に分けて叙述する。

まず冒頭の序文には「人と生れて人の道を知らずんば有べからずといへり、折々書物を見て儀理を案ずべし、然バとて我々ごとき農夫同様の者諸書に眼を曝して学者臭き事等を云ふべからず、大和俗訓を能く見るならば敢て不足のなき事也」とある⁽¹⁰⁴⁾。この序文からは二つのことが指摘できる。一つは、『遺言』執筆以前に彼が読んだ書物として『大和俗訓』が確認できることである。ちなみに、『大和俗訓』は宝永六年（一七〇九）に刊行された貝原益軒（一六三〇～一七一四）の教訓書の一つである。横田冬彦は、元禄・享保期から既に、村落上層農民の多くが益軒の著書（益軒本）を受容していたと論じているため、円右衛門も、近世社会に広く存在した益軒本の読者の一人として位置づけることができよう。

もう一つ、彼が「農夫同様の者」という自己認識を持つており、その自己認識に立脚して過剰な読書を戒めていることも指摘できる。これは、「はじめに」で触れた奥貫友山が、晩年、『荻氏遺書』において家業を優先した上で学問を行うよう述べている点とも類似している⁽¹⁰⁶⁾。

序文より以下、①自分の仕事について優先的に習え、②善い人と友になれ、③賢い人から教訓・意見をもらえ、④善か悪か分からない者とは親しくなるな、⑤善を誉めず、悪を諫めないでいてはいけない、⑥人とは口論になりやすいものだが、口論しても短慮を起こすな、⑦他人の行動を見て自分の不善を顧みるべきだ、⑧お前は私と同様、根気のない人間だから、藩に仕えてはいけない（もし仕えることになれば、主人や朋友にも迷惑をかけるだろう）、と続いている。ここには主に人との付き合い方が述べられている。その中でも注目すべきは⑧である。⑧には「其元儀我等同様不根気なる生得なれバ：必しも奉公の身となる事なかれ」とあり、藩に仕えることを堅く戒めていた。つまり、彼の理想は、嗣子が藩に仕えず家業に専念することであつたと考えられる。これまでの淵沢家の経営分析から考えると、この教訓は、軽米通一手造酒の失敗から得られたものではなからうか。

士の心得

続いて述べられるのが武士の心得である。一般的に、近世中期以降、有能な人材を百姓から武士に取り立てる

ようになってくるが、寛政期以降、八戸藩でも百姓を武士に取り立てる事例が増えてくる。実際、文化期に円右衛門の叔父源右衛門が藩士に取り立てられており、淵沢家の人間には士官の道もあつたことから、武士の心得を説く必要性があつたと思われる。武士の心得には、そのような時代状況が反映されて書かれたと言える。

武士の心得を意識すると次のようになる。①諸民を安らかに生活させることを、武士の本来の職分と考えるべきだ、②君主のために身命をも惜しんではいけないと言われるが、短慮を起こしてはいけない、③貧乏を憂えてはいけない、④定見なく人に与してはいけない、⑤人を偽ってはいけない、⑥農工商人が年貢金・冥加金を武士に納めるのは、武士が悪党を成敗して万民を安らかに生活させるためのものと心得るべきだ、⑦士の心得は以上の通りだが、文武の二道に秀でていないと恥辱を受けることとなるから、只何となく祖父・定規の「行跡」を守り、私の言うことも等閑にしていなければ、それでよい、と述べられている。その中でも藩との関係の認識を示しているものとして注目すべきは⑦である。⑦には「只何となく祖父定規殿の行跡を守り、又我等が申置事をも敢

図3 『大和俗訓』 巻七の裏表紙



て捨る事あるべからず」とあり、祖父・定規の「行跡」を守るよう説いている点である。ここでいう「行跡」には、行状、つまり生き方という意味も含まれている。

ちなみに、初太郎の祖父・兵九郎定規は天明七年四月（一七八七）に淵沢家の偏諱「定」を含む「定規」の名が与えられており、その頃に家督を継いだと推察されるが、詳しい動向は不明である。唯一つ、淵沢家蔵書中の『大和俗訓』巻七の末尾に彼が書いたと思われる書込がある。その書込とは「うへミればはてしもあらぬ乃歌を常に心にすへ、すべからく利欲のこゝろおのつからなか

らんと也、名歌御座候、能くまもるへし、淵沢庄左衛門司主」というものである⁽¹⁰⁹⁾。署名の「庄左衛門」は、円右衛門の父兵九郎が明和・享和期（一七九〇年代頃）に名乗っていた名前であると考えられるため⁽¹¹⁰⁾、右の書込はその頃に兵九郎が記したものと思われる。

この書込で略述されている名歌とは、『大和俗訓』巻七に「財祿はわれにおとれる人を見て、みづからたのしむべし、世には身の福祿、我れどもなき人多し、人各其分をやすんずれば、世にうらみなく、もとめなくして、たのしみ多し、上を見てわが身をあきたらず思へば大富豪なる人も願多く、其欲かぎりなくして楽なし、下をみれば分をやすんじて楽多し、或人の歌に、上見ればはてしもあらぬ世の中にわれどもなき人もこそあれ、とよめるが如し」という形で引用されている有名な教訓歌である⁽¹¹¹⁾。引用箇所では、上昇志向を持つていると、欲望が限りなく、「楽」を得ることができない。だから、より下層の人間と自らを引き比べて、分際に安んじていれば、「楽」が多い、と説かれている。強いて言い換えれば、過剰な欲望を絶ち、経済的な安定を望むことを説いていたと言える。そして、その要約として右の教訓歌が引

かれていますのである。よって、その歌を褒め称えた兵九郎の理想とは、「利欲」否定を通じて実現される経済的な安定ではなかったかと思われる。先に述べた通り、円右衛門は『遺言』執筆以前に『大和俗訓』を読んでいてことが分かるため、この書込を目にしていたとしても不思議ではない。そう考えていくと、彼が『遺言』において説いた「定規殿の行跡」とは、「利欲」否定によって実現される経済的に安定した生き方ではなかったかと思われる。そして、その生き方は円右衛門に受け継がれ、初太郎に理想として説かれていたと言えよう。

軽米通一手造酒によって大きな損失を被った直後に、『遺言』が書かれたことを考えると、軽米通一手造酒の失敗を通じて父の生き方に共鳴するものを感じ取り、その生き方を嗣子に説いたのではなからうか。

飢饉の備え

続いて、飢饉の備えについて述べられている。意識すると、①衣食住の充足を心がけよ、②稗を貯えておく、自分のため、他人のためにもなるため、その心得を持って耕作に励め、③凶作の年は親しい者から優先的に助け

よ、④上（藩主）の威光も顧ず、過剰に救助策を講じてはいけない、⑤凶作が予測できたならば大根・蕪を多く植えよ、⑥蕎麦は蕪・干菜などに混ぜて餅にすると良い、⑦大豆は豆腐にせよ、⑧大麦は挽割つて荒い粒は米の代わりとせよ、⑨和布粉なども食料として用意しておけ、となる。そのうち、まず注目すべきは②である。②には「凶年飢饉の用意ハ国郡人々によりて種々なるべし、我等しきの貯ふべきハ稗也、且夕種粃を能置物ならバ身ため人ためとも成べけれバ其心得を以耕作をすべし」とあり、⁽¹²⁾自分のため、他人のために、稗を育て、貯えるよう説いていることである。先述の通り、円右衛門は実際に稗に特化した作付を行い、軽米町周辺の人々を助けている。ここには、自家の農業に飢民救済の目的も加えていたことが明確に述べられている。

二つ目の注目点は、③において「凶作の年に至りてハ、家族の飯料を熟と勘弁すべし、諸其余りの有ならバ親類縁者段々届くたけを救ふべし」と説いていることである。⁽¹³⁾表10を見ると分かる通り、淵沢家の名子に稗が優先的に多く貸し付けられているが、それは③において示された序列意識の表れと考えることができる。

次に、飢饉時の食当たりの対処法について述べられている。意識すると、⑩飢饉の時は色々悪い物を食うためにその毒にあたつて苦しむことがあるため、その治療法を三・四つ書き記しておく、⑪流行病には大粒な黒大豆に尼草を加え、煎じてものを用いるべきだ、⑫食当たりには大麦を粉にして用いるべきだ、⑬食当たりで血を吐いた者には菰の根や葱を煎じたものを用いるべきだ、⑭数日飢えてむくみが出た者には大麦を挽わつて乾菜を加えた粥を少しずつ与えるべきだ、とある。

同様に、⑮「我等事持病多が故に種々薬用をしたりけるが故に、証を得たる様の事三ツ四ツあり：其薬の応ずる事もあらんと左に記し置物也」として、⁽¹⁴⁾病気の対処法についても述べられている。それを意識すると、⑯痰痛には小半夏湯を用いるのが良い、⑰痰咳には小青龍湯を用いるのが良い、⑱疝気には芥子汁を用いるのが良い、⑲寸白虫は空腹時に飲み食いと下る、⑳口熱には白虎湯が良く効く、㉑眼病には生蕨を食えば良い、㉒痢病には古莢連丸を用いるべきだ、最後に、食当たりには猪の胆をぬる湯で飲むと良い、と述べられている。

ここで注目すべきことが一つある。それは飢饉時の食

当たりの対処法が、享保一八年二月（一七三三）・天明四年五月（一七八四）に幕府が出した触書に類似していることである。例えば、『遺言』には「時疫に八大粒なる黒大豆をよく煎りて壺合、甘艸壺炙水煎して時々用ゆべし、又牛蒡を搗碎絞りて、其汁を時々呑もよし」とあるが、⁽¹⁵⁾その幕府の触書にも「二時疫に八大つふなる黒大豆をよくいりて壺合、かんぞう壺炙、水にてせんし出し時々吞てよし、右医渥二出ル（改行）一時疫に八牛蒡をつきくだき、汁をしぼり、茶碗半分ツ、二度飲て：よし、右孫真人食忌に出ル」とあり、⁽¹⁶⁾類似していることが分かる。この史料からは、幕府法令の下敷となつた『医渥』や『孫真人食忌』から円右衛門が引用した可能性も出てくる。しかし、『農政全書』・『本草綱目』・『衛生易簡』から引用した幕府法令の文章が全て『遺言』にも記述されているため、幕府法令を何らかの形で見て書いた可能性が強いと思われる。本来であれば、その情報の伝達経路まで明らかにすべきところだが、その点はまだ判然としていない。いずれにせよ、飢饉の際に病気に對する心得を様々な情報を元にして述べていた。おそらくは、天保飢饉の状況が反映された記述であろう。

農人の心得

「農人の心得」を意識すると、①農業は万民の食物を作り出す労役だから片時も油断なくその仕事を勤めるべきだ、②薪取りは彼岸の中日から行え、③施肥量・播種量・人馬の所要労働力などについては「耕作帳」・「持地帳」を参考にし、使用人に与える衣服や飲食については「衣食留」を参考にして指図すべきだ、④放牧は春の草の生え方や秋の草の状況を見て行うべきだ、⑤朝の草刈は小暑の頃から秋分の頃まで行え、⑥夜長の季節には自分の履物を作らせるべきだ、⑦喧嘩・口論・夜遊などを好む者を長く雇ってはいけない、⑧使用人が農具・鉈・斧などを失くした場合も、それを弁償させるようなことをしてはいけない、⑨雨雪寒風などの甚だしい時は、世間の状況を見て使用人の扱いを決するべきだ、⑩農家で使役する者は愚鈍であつても約束を守り、口数の少ない者が良い、となる。⑤までは、農業経営者が知るべき農作業の適期について述べられているが、特徴的なのは、⑥以下の使用人の扱い方である。森嘉兵衛が指摘している通り、淵沢家は数多くの譜代奉公人（「家来共」）を雇

い、農業労働力としていたため、ここでの使用人とは「家来共」も含んでいると思われる⁽¹⁷⁾。但し、⑩に「家来共名子共の儀ハ、主人地頭の云付事を背くべき筋なしと心得て無慈悲の仕方等必あるべからず」ともあり⁽¹¹⁸⁾、「名子共」についての規定も述べているため、彼は「家来共」と「名子共」を使用人として一括して認識していたと思われる。よって、ここでの使用人には「名子共」も含まれていると考えられる。森によると、淵沢家では宝暦五年（一七五五）には既に一九人の名子を召し抱えており、農作業に従事させていたという⁽¹¹⁹⁾。よって、淵沢家の農業経営上、名子の統率も必要不可欠であつたと思われる。当時、奉公人・名子を合わせて具体的に何人ほど使役していたかは分からないが、淵沢家の農業経営上、彼ら使用人の統率が必要であつたために、使用人の扱い方が述べられているのであろう。ちなみに、先に挙げた史料からは「家来共名子共」を大切に扱う志向が読みとれる。実際、文政六年十二月の「人請状」と、前代の兵九郎の「人請状」を比較してみると、「家来共」を拘束する規定が少なくなっており⁽¹²⁰⁾、円右衛門が待遇の改善を図っていたことがうかがえる。

名子共の扱

次に述べられるのは「名子共の扱」である。ここでは、「名子共」に限定して、その扱い方が述べられている。

意識すると、①藩の禁制を破る者は住居からすぐに追いたててべきだ、②自分の家から火を出して他の家に害を与えるようであれば、住居を取り返すだけでなく、当家への出入も差し止めるべきだ、③喧嘩・口論・悪巧みなどをする者は住居から追いたててべきだ、④雇う人数については年に三十六人、閏月のある年は三九人とすべきだ、となる。注目すべきは①であり、藩法を「名子共」にも守らせようとする円右衛門の志向がうかがわれる。

商人の心得

次に淵沢家の在郷商人のあり方が反映されて「商人の心得」が述べられてくる。意識すると、①商業はそれぞれの地域の人たちの需要にに応えることを本意と心得るべきだが、そういった仕事は私にできることではないので、近辺の四〇〇〜五〇〇人ほどを相手に質物を預かる仕事をしている、②高価な質物は安価で預かって、やむを

えない事情によるものと考えるべきだ、③月の半ばで取り替えて置き直した質物は質札に印を付けて置き、二重に利子を取らないようにすべきだ、④利上の多少、質札の書き換え、一括して受け取った質物の中から特定の品を分けて抜き出すことなどまで、その面倒をいとはいけない、⑤質流物であっても、自分の手元にあるものであれば受け出させるべきだ、⑥土蔵は防火に適していることが大事と台点すべきだ、また、「質方御定式」の禁止事項は堅く守れ、⑦お上から納入期限の定められているものは前々から心掛け、その月の始めに納入すべきだ、⑧田畑・家屋敷の担保貸や無担保貸は共に年々滞りなく利子を受け取り、その利子の額が元金と同じほどにもなれば、借手から願を聞いて利子の受け取りをやめ、三ヶ年賦に定めるべきだ、⑨利潤が多くあるようなことは、必ず悪事であると心得え、とりあわず後の災いを避けるべきだ、⑩商人の謀計は利欲のためにするものだから、絶対に他の商人と競争して何か謀をしてはいけない、正当な商取引をしていれば災いにあうことはない、となる。質屋経営の心得について述べられているが、そのうち注目すべきは⑥・⑨・⑩である。⑥では、「質方御定式」

を守るようにと説いているが、ここでのいう「質方御定式」は、明治三年二月二二日（一八七〇）に藩に返却した安永三年三月五日（一七七四）の「質屋定目之事」であると思われる。この条文から、円右衛門は、藩法に従って堅実に質屋を経営する志向があつたと言える。⁽¹²¹⁾

次に注目すべきは、⑨で「利潤多く有べき様の事ハ必悪事也と心得べし、爾なくとも成就せざる物と打捨て、後の禍を免るべし」とあり、⁽¹²²⁾利潤を追求する行為を「悪事」と戒め、後の災いを避けよと述べている点である。ちなみに、利潤の追求が後の災いにつながるという考え方は『大和俗訓』にも見られる。そして、そのことを戒める主張は、父・兵九郎の「利欲」を持たない生き方と類似する。また、⑩に「商人の謀計ハ多分利欲のためにする物なれば必争て事を計べからず、己を正ふする時ハ禍に逢ふ事なし」とあり、⁽¹²³⁾「利欲」のためになす「謀計」を戒める文言があることから、円右衛門も、兵九郎と同様に、「利欲」否定を通じて実現される経済的安定を理想としていたのではないかと思われる。

造酒屋の心得

続いて、「造酒屋の心得」が述べられてくる。意識すると、①造酒屋は人々に賞賛されるような酒を造ることを本意とするべきだ、②升目・秤目は新旧や取り方によって違いが出てくるものだが、絶対にごまかしをしてはいけない、③酒に水を加えたり、公定価格とは違う値段で売ったりしてはいけない、④貸売を多くしてはいけない、⑤どんな場合でも貸売で利子を取ってはいけない、⑥借金 の催促には短慮無慈悲の者を使つてはいけない、⑦借用人や返済人、その證人などが土産物を持つてきた際、それに返礼しなければならぬ、⑧借金する時は必ず担保を入れて借りるべきだ、となる。

ところで、『遺言』自体、円右衛門が軽米通一手造酒の権利を手放す以前に書かれている。そのため、特に「造酒屋の心得」が述べられたこの箇所では、実際の軽米通一手造酒事業との関連が見出される。例えば、③には「本数不足に造りたる年、能く捌けて早く売限るべき様予たりとも、割水を多く加へ、或ハ御定直を越て売払ふ様の事等必有べからず」とあるが、⁽¹²⁴⁾このうち、前段の「割水」（水増し）を禁じる文言は、天保二年二月（一八三一）に藩が下付した「造酒箒証文之事」にある「掛造割水入

酒相渡申間敷事」という条文と意味を同じくする。⁽¹²⁵⁾ また、「御定直」、つまり公定価格を越えて売ってはいけなさと述べている。よって、酒屋経営についても、彼が概ね藩法に従う志向を持っていたと思われる。

但し、②にはその志向とはやや異なるものが見出される。具体的には「升目秤目ハ其新古にもより、又取様によりて多少差別のある物也、必モ秘曲有べからず、尤直段の事ハ品の善悪時の変化によりて高下の歪ひ出る物なれば、悉く相対のうへ売買すべき也」とあるが、⁽¹²⁶⁾ ここで注目すべきは、酒の値段は時間の経過と共に品質が変化すること増減するため、必ず直接交渉して売るようにと述べている後段の文言である。軽米通一手造酒において、円右衛門は酒の品質が変化したことで、最終的に大きな損害を出していたため、おそらくその時に得た教訓がこの文言に示されているのであると考えられる。この文言の中で特に注目すべきは、全ての酒を直接交渉して売買せよと述べている点である。当時の造酒統制下においては、「売方」を介してしか売ることができなかったため、直接交渉の相手としてまず想定できるのは「売方」である。しかし、造酒統制下にあつて酒の価格は藩によ

って定められており、直接交渉によつて勝手に決められるものではない。天保四年時点では酒一升の値段が一三六文となっていたが、それも固定的なものであつた。そのような状況下において、直接交渉による販売を説いたということは、造酒統制下の酒販売とは異なる別な販売方法を模索していたのではないかと思われる。

もう一つ、「造酒屋の心得」で注目すべきは⑧の後段である。その箇所では、もし財宝が集まつてきた時は欲が深いと考えよ。もし満足ということを知らなければ「福德神」に叱られるであらう、と述べている。おそらく、この過剰な欲望の戒めも、兵九郎の「利欲」否定の生き方から影響を受けたものではないかと思われる。

工人の心得

続いて「工人の心得」が述べられている。まずは、職人は切磋琢磨して品物をそれぞれ上手に作り出して、多くの人の需要に応えることを肝要とすべきだと説かれている。但し、「後々に至り、土農も商も埒明ずして当惑に及ふの時ハ箸串などを作る事もやあらんと爰に記して置物也」とあり⁽¹²⁷⁾、武士の仕事も農業も商業も行き詰まり、

当惑した場合を想定して書かれたものである。実際、淵沢家は箸や串を作ったりしておらず、その後も作ることはなく、「工人の心得」は仮定の話で終わった。

最後に、淵沢家の譜代奉公人の特徴が列記された後、「世の中は願ひ望の限りなし着て喰て処らバ極楽とせよ」という歌が添えられている⁽¹²⁸⁾。この歌は、衣食住さえあれば満足せよという意味であり、兵九郎の「利欲」否定の教えを別な表現で述べたものとも言えよう。

結語

以上のことをまとめると、軽米通一手造酒の失敗を契機として、円右衛門は、藩専売制下の酒販売の方法とは異なる別な方法を模索し始める。そして、他の酒屋からの要求を受けて、天保五年（一八三四）にその利権を手放す。その彼の動向からは、軽米町周辺の同業者と共に利益を共有する志向がうかがえる。他方、文政末年頃から稗に特化した作付を始め、飢民救済のために独自に稗を蓄え始める。それは親密な者を優先的に助けるという限定はあったが、軽米村周辺の村人と助け合いながら生

きようとする志向が垣間見える。『遺言』に見られる「農夫同様の者」という自己認識は、彼らと同じ立場に自らを位置づける切実な主張だったのではなからうか。

その上で、彼は藩に仕えることを戒め、父・兵九郎の経済的安定を目指す「利欲」否定の生き方を説く。農業においては、重要な労働力である使用人を大切にせよと説いていた。質屋経営においては「利欲」を持たず、借手に配慮した堅実な経営を目指していた。酒屋経営においては、「利欲」を持たないだけでなく、現状とは異なる酒販売の方法を模索していた。総括すれば、経済的安定を求めるがゆえに、同業者や村人と協調して生きていくことを目指していたと思われる。

そして、天保五年（一八三四）、文政・天保期の藩政改革に反対する稗三合一揆⁽¹²⁹⁾が起きるが、その際、彼は一揆勢に食料を供給しており、間接的に惣百姓一揆に協力していたことがうかがわれる。先行研究においては、特権的名子主層が一揆に協力した理由は述べられていなかったが、円右衛門の事例からすると、藩政改革の政策の中に、特権的名子主層に不満を抱かせる要因が存在していたことが分かるため、そのことが彼らを一揆に協力させ

た理由であつたのではないかと思われる。換言すれば、名子・貧農層と対峙する存在と目されてきた特権的名子主層の中に、彼のように藩と距離をおき、同業者・村人との関係を修復し、一揆に協力した者もいたということなる。現時点では、彼のように藩政改革で不利益を被り、一揆に協力した者がどれほどいたかは明らかではない。それは今後の検討課題の一つとしたい。

いずれにせよ、彼は「旧家の株式」として特権的な立場にありながら、最終的には「仲間」と共に生きることを選択した。また、名子主として優位な立場にありながら、天保飢饉の際には名子・貧農層の救助を行い、観念的にも彼らと同等の立場に自らを置いた。その人物が、その後、どのように行動し、どのような思想を持ったか。それらの疑問については、別稿において論じることとする。

【注】

(1)「永代売渡証文之事」資料番号一六七三七—二二四（淵沢家文書）八戸市立図書館所蔵、文政七年）の裏書から、円右衛門が「円右衛門」を名乗る以前に「寅之助定啓」を名乗っていたことが確認できる。以後、「淵沢家文書」

の所蔵館名は略する。

(2)『有品貸方帳』資料番号六六五四—一—二七一（淵沢家文書）、天保九年）、『軽邑耕作鈔』・『遺言』（軽米町歴史民俗資料館所蔵）、『口上』資料番号一三二八二—一—二三五（淵沢家文書、天保八年）を比較することによつて、天保九年一月（一八三八）に「定啓」の花押が「定長」の花押に変化していることが確認でき、この時期が二度目の改名の時期と考えることができる。ちなみに、『軽邑耕作鈔』・『遺言』は、軽米町歴史民俗資料館で複写していたものを参考にした。

(3)『訓訳示蒙』資料番号K〇二八 一三—九—八（淵沢家文書）、『經典余師詩経之部』資料番号K〇四五 一三—三—二二（淵沢家文書）、『経書和訓鈔』資料番号S〇三六 一四—九—一七（淵沢家文書）、『大学中庸抜』資料番号三八二 九—一—四（淵沢家文書）などを参照。淵沢家の蔵書の書込から、その持主を特定していくと、荻生徂徠著『訓訳示蒙』・溪百年著『經典余師詩経之部』を「定長」が所持していたことが確認できる。また、『訓訳示蒙』の抜書『経書和訓鈔』・中村惕斎著『四書示蒙句解』の抜書を残していることから考えて、円右衛門は「定長」を名乗り始めてから（天保九年一月以降）、儒学を本格的に学び始めたと考えられる。

- (4) 森嘉兵衛『日本僻地の史的研究―九戸地方史』（法政大學出版会、一九六九年）。
- (5) 菊池勇夫「文政天保期における八戸藩の藩政改革と農民闘争」（『史苑』三六（二）、一九七五年）。
- (6) 『野沢蛭』（青木虹二・森嘉兵衛編『日本庶民生活史料集成 騷擾』（三一書房、一九七〇年）所収）。
- (7) 『万日記』資料番号三一―二一九（淵沢家文書）八戸市立図書館所蔵、文政一〇年）。
- (8) 前掲『万日記』（文政一〇年）。
- (9) 森、前掲書（一九六九年）。
- (10) 鈴木愛「十八世紀の在村知識人の思想形成―奥貫友山の遺書を中心として」（『書物・出版と社会変容』（二〇）、二〇一一年）。
- (11) 本来は藩が担うべき飢民救済機能の代行、特権の付与による藩との共生関係という二重の意味において、南部地方の名主子層も「中間層」と言い得よう。
- (12) 佐久間正「天地」と人間―徳川日本の環境思想の特質―」（『日本思想史研究』（三八）、二〇〇六年）。
- (13) 安藤精一『近世公害史の研究』（吉川弘文館、一九九二年）。
- (14) 古沢典夫・庄司吉之助・高倉新一郎校中・執筆『日本農書全集第2巻 軽呂耕作鈔・遺言・地下掛諸品留書・農民之勤耕作之次第覚書・亀尾畴園栄』（農山漁村文化協会、一九八〇年）所収。
- (15) 軽米町史編纂委員会編『軽米町史 下巻』（軽米町、二〇〇〇年）。八戸市史編纂委員会編『新編八戸市史近世資料編Ⅰ』（八戸市、二〇〇七年）。青森県史編さん近世部会『青森県史 資料編 近世5 南部2 八戸藩領』（青森県、二〇一一年）。
- (16) 菊池、前掲論文（一九七五年）。
- (17) 『御勘定所日記』資料番号七―二〇―〇―六二（八戸南部家文書）八戸市立図書館所蔵、文化二年）。以後、「八戸南部家文書」の所蔵館名は略する。
- (18) 『大豆買入帳』資料番号一―二〇（『晴山文書』東北大学附属図書館、文化八年）。洋野町史編さん委員会編『大野村誌 第三巻 史料編二 名主の文書と、ムラのかたち』：晴山家文書から（洋野町、一九九九年）所収。
- (19) 菊池、前掲論文（一九七五年）。
- (20) 『御用人所日記』資料番号七―四―〇―〇―七〇（八戸南部家文書、寛政二年）。
- (21) 『秘鑑』（工藤祐董編『八戸藩法制史料』（創文社、一九九一年）所収）。記事の日付はないが、この史料自体が元文元年（一七三六）から寛政二年（一七九〇）までの記事を載せていることを考えると、この記事に見られる

「松前御加勢」とは、クナシリ・メナシの戦いへの参戦を指していると思われる。

(22) 『御徒目付勤方凡例』（工藤編、前掲書所収）。

(23) 『系譜書上』（八戸市史編纂室編『八戸の歴史双書—八戸藩士系譜書上』（八戸市、二〇〇二年）所収）、軽米町に現存する淵沢家の墓誌、『御実名』資料番号資料番号一八二九八一—二八（淵沢家文書）、『鉄山御用日記』資料番号三五八一—一一（淵沢家文書、天保五年）などを参照。

(24) 『御勘定所日記』資料番号七—二—〇—〇—四（八戸南部家文書、元禄八年）。

(25) 『質屋望就被仰付定之事』資料番号一〇二八四—一一—二四六（淵沢家文書、正徳六年）。前掲『軽米町史下巻』所収。

(26) 『万日記』資料番号一—二—一—一六（淵沢家文書、宝暦四年）。「永代売渡申手形之事」資料番号二五〇七—二—一七（淵沢家文書、安永三年）。

(27) 森、前掲書（一九六九年）。

(28) 『諸出金上納書留扣帳』資料番号一〇五五—一一—二六九（淵沢家文書、明和八年）。

(29) 『造酒鑑札及び提出書類』資料番号一〇六一四—一一—二七五（淵沢家文書、天保一四年）。

(30) 『質物勘定扣帳』資料番号六五四四—一一—二六一（淵沢家文書、文化五年）。

(31) 前掲『質屋望就被仰付定之事』（正徳六年）。

(32) 「質屋定目之事、造酒屋御免石証文之事」資料番号三三二四—一一—一三（淵沢家文書、明治三年）。

(33) 柚木重三『灘酒経済史研究』（象山閣、一九四〇年）。柚木学『造酒りの歴史』（雄山閣出版、一九八七年）。柚木学『造酒経済史の研究』（有斐閣、一九九八年）。

(34) 菊池勇夫「酒と飢饉—酒造停止令をめぐって」（宮城学院女子大学文化学会『宮城学院女子大学研究論文集』（七二）、一九九二年）。

(35) 『永歳目安録』資料番号〇一A—一—四（西町屋文書「八戸市博物館所蔵」。前掲『青森県史』所収）。

(36) 『御勘定所日記』資料番号七—二—〇—〇—六四（八戸南部家文書、文化三年）。

(37) 前掲『質物勘定扣帳』（文化五年）。

(38) 前掲『質物勘定扣帳』（文化五年）。

(39) 前掲『質物勘定扣帳』（文化五年）。

(40) 『御勘定所日記』資料番号七—二—〇—〇—六九（八戸南部家文書、文化八年）。

(41) 『御勘定所日記』資料番号七—二—〇—〇—七一（八戸南部家文書、文化一〇年）。

- (42) 『万用留書』 資料番号二一—二一七（淵沢家文書、天明七年）。
- (43) 前掲『質物勘定扣帳』（文化五年）。
- (44) 「御触書」 資料番号五—四—五—〇—一（「八戸南部家文書」、文化二一年）。
- (45) 『御勘定所日記』 資料番号七—二—〇—〇—八〇（「八戸南部家文書」、文政五年）。
- (46) 前掲『質物勘定扣帳』（文化五年）。
- (47) 前掲「御実名」。
- (48) 鬼頭宏『文明としての江戸システム』（講談社、二〇〇二年）。
- (49) 『御目付所日記』 資料番号七—一—〇—〇—一八八（「八戸南部家文書」、文政八年）。
- (50) 新城常三「近世の伊勢参宮」（西垣晴次編『伊勢信仰2』（雄山閣出版、一九八四年）。
- (51) 藤田定興「磐城・岩代地方を旦那場とした近世の伊勢御師とその旦那廻りの実態」（小林清治先生還暦記念会編『福島地方史の展開』（小林清治先生還暦記念会、一九八五年）。
- (52) 前掲『万用留書』（天明七年）。
- (53) 『万日記』 資料番号七—一—二—二三（「淵沢家文書」、安政三年）。
- (54) 前掲『万日記』（文政一〇年）。
- (55) 前掲『万日記』（文政一〇年）。
- (56) 『御勘定所日記』 資料番号七—二—〇—〇—八八（「八戸南部家文書」、天保二年）。
- (57) 前掲『御勘定所日記』（元禄八年）。
- (58) 前掲『万日記』（文政一〇年）。
- (59) 前掲『万日記』（文政一〇年）。
- (60) 「軽米通一手造酒被仰付」 資料番号一二五〇—四—一—三〇八（淵沢家文書）。
- (61) 前掲『万日記』（文政一〇年）。
- (62) 「御内々可奉申上候口上之覚」 資料番号四七四—二—四—一—三八五（淵沢家文書）。
- (63) 前掲『万用留書』（天明七年）。
- (64) 前掲『万用留書』（天明七年）。
- (65) 前掲『万用留書』（天明七年）・『万日記』（文政一〇年）を参照。
- (66) 『窺書』 資料番号八五八—四—一—二六二（「淵沢家文書」、天保二年）。
- (67) 前掲『質物勘定扣帳』（文化五年）。
- (68) 「諸味」 資料番号三〇二—〇—四—一—三四九（「淵沢家文書」）。
- (69) 前掲『万日記』（文政一〇年）。

- (70) 『窺書』資料番号一二一四—一五〇（「淵沢家文書」、天保二年）。
- (71) 前掲『万日記』（文政一〇年）。
- (72) 斎藤潔「天保期八戸藩の鉄山収支について」（『たたら研究』（三八）、一九九七年）。
- (73) 前掲『万日記』（文政一〇年）。
- (74) 前掲『質物勘定扣帳』（文化五年）。
- (75) 前掲『万日記』（文政一〇年）。
- (76) 『仕込帳』資料番号二五四四—一四七（「淵沢家文書」、天保二年）。
- (77) 『御勘定所日記』資料番号七二—〇〇—八九（「八戸南部家文書」、天保三年）。
- (78) 前掲『万日記』（文政一〇年）。
- (79) 前掲『質物勘定扣帳』（文化五年）。
- (80) 前掲『質物勘定扣帳』（文化五年）。
- (81) 前掲『万日記』（文政一〇年）。
- (82) 前掲、菊池論文（一九七五年）。
- (83) 前掲『御勘定所日記』（天保三年）。
- (84) 前掲『万日記』（文政一〇年）。
- (85) 前掲『万日記』（文政一〇年）。
- (86) 前掲『質物勘定扣帳』（文化五年）。
- (87) 前掲『質物勘定扣帳』（文化五年）。

- (88) 前掲『万日記』（文政一〇年）。
- (89) 『御勘定所日記』資料番号七二—〇〇—九〇（「八戸南部家文書」、天保四年）。
- (90) 前掲『御勘定所日記』（天保四年）。
- (91) 前掲『御勘定所日記』（天保四年）。
- (92) 前掲『万日記』（文政一〇年）。
- (93) 前掲『万日記』（文政一〇年）。
- (94) 『稗貸帳』資料番号六五五六一—一七三（「淵沢家文書」、天保四年）。表中の「荒町」「新町」は軽米町内部の行政区分であり、「川原」「蓮台野」「沢ノ」といった地名は軽米町の旧字名である。
- (95) 前掲『質物勘定扣帳』（文化五年）。
- (96) 前掲『万用留書』（天明七年）。
- (97) 前掲『万用留書』（天明七年）。
- (98) 前掲『万日記』（文政一〇年）。
- (99) 前掲『万日記』（文政一〇年）。
- (100) 前掲『万日記』（文政一〇年）。
- (101) 前掲『万日記』（文政一〇年）。
- (102) 前掲『万日記』（文政一〇年）。
- (103) 浪川健治『近世北奥社会と民衆』（吉川弘文館、二〇〇五年）。
- (104) 前掲『遺言』（天保四年）。

- (105) 横田冬彦「益軒本の読者」(『貝原益軒—天地和樂の文明学』平凡社、一九九五年)。
- (106) 鈴木、前掲論文(二〇一一年)。
- (107) 前掲『遺言』(天保四年)。
- (108) 前掲『遺言』(天保四年)。
- (109) 『大和俗訓』資料番号K一六八一三一六—四四(淵沢家文書、宝永六年)。後に円右衛門が著す『伊呂波分教訓歌』資料番号三八〇九—二一八(淵沢家文書、安政三年)にも記載されている。
- (110) 前掲『大和俗訓』の巻四に「庄左衛門定規」の書込があることから、ここでいう「庄左衛門」は円右衛門の父・「定規」＝兵九郎と考えられる。前掲「御実名」から、兵九郎が「定規」を名乗り始めるのは天明七年四月(一七八七)であることが確認できる。そして、「拝借仕証文之事」資料番号一三六四七—一二二(淵沢家文書、享和元年)から彼が享和元年二月(一八〇一)には既に「兵九郎」を名乗っていたことが確認できる。よって、彼が「庄左衛門定規」を名乗っていた時期は一七八七年から一八〇一年の間に限定される。
- (111) 前掲『大和俗訓』。
- (112) 前掲『遺言』(天保四年)。
- (113) 前掲『遺言』(天保四年)。
- (114) 前掲『遺言』(天保四年)。
- (115) 前掲『遺言』(天保四年)。
- (116) 高柳真三・石井良助編『御触書天明集成』(岩波書店、一九四一年)所収史料。幕府法令と『遺言』の記述の類似は横田冬彦先生にご教示いただいた。
- (117) 森、前掲書(一九六九年)。
- (118) 前掲『遺言』(天保四年)。
- (119) 森、前掲書(一九六九年)。
- (120) 「人請状之事」資料番号一二一〇七—三—三(「淵沢家文書」、文政六年)と「人請状之事」資料番号一六六〇七—三—一(「淵沢家文書」、文化八年)の比較。
- (121) 前掲『遺言』(天保四年)。
- (122) 前掲『遺言』(天保四年)。
- (123) 前掲『遺言』(天保四年)。
- (124) 前掲『遺言』(天保四年)。
- (125) 前掲『万日記』(文政一〇年)。
- (126) 前掲『遺言』(天保四年)。
- (127) 前掲『遺言』(天保四年)。
- (128) 前掲『遺言』(天保四年)。
- (129) 前掲『万日記』(文政一〇年)。

【付記】

本稿は、二〇一一年一月に一橋大学大学院に提出した修士論文の一部を加筆・修正したものである。本稿の執筆にあたって、一橋大学の若尾政希先生・渡辺尚志先生・田崎宣義先生から特に多く助言をいただいた。また、本稿において多用した「淵沢家文書」・「八戸南部家文書」が所蔵されている八戸市立図書館の調査に赴いた際には、八戸市立図書館、および同館市史編纂室の方々に大変お世話になった。更に、淵沢円右衛門の著書『遺言』・『軽邑耕作鈔』を所蔵している軽米町歴史民俗資料館を訪れた際には、岩手県軽米町教育委員会生涯学習グループ主事兼学芸員・藤田直行氏から貴重な意見をいただいた。その上、第六六回「書物・出版と社会変容」研究会の際には、横田冬彦先生から幕府法令と『遺言』の記述の類似性を指摘していただいた。至らざる筆者が本稿をまがりなりにも書けたのは、偏に、これらの方々の協力があったからこそである。よって、ここに厚く謝意を示したいと思う。ありがとうございました。

別表 淵沢円右衛門の略歴

西暦	和暦	推定年齢	月日	淵沢円右衛門の主な動向	南部地方の社会状況
1790年代前半		1		淵沢円右衛門誕生?	
1807年	文化4年	18-23			フヴォストフ事件発生。
1815年	文化12年	26-31	3月8日	「拝借証文之事」において、円右衛門こと、「寅之助」が初登場。「兵九郎」と共に塩屋新六に50貫文を貸す。	
			10月	円右衛門の嗣子初太郎誕生。	
1819年	文政2年	30-35			第二次藩政改革の開始。
1820年	文政3年	31-36	3月26日	「寅之助」が、畑形5斗(4役)の担保で惣吉に2貫文を貸す。	
1821年	文政4年	32-37	12月	「寅之助」が、35貫文で又吉から畑形を買い入れる。	
			12月20日	「寅之助」が23貫800文で松(24歳)を奉公人とする。	
1822年	文政5年	33-38	8月		「預切手」引揚。
1823年	文政6年	34-39	12月	「寅之助」が、伊之助(20歳)を年季奉公人とする。	
1824年	文政7年	35-40	11月	「寅之助定啓」が、中町八助から作兵衛屋敷をで買い取る。	
1825年	文政8年	36-41	2月15日	「寅之助」が伊勢参詣のために暇隠をし、許可される。	無二念打払令発令。八戸藩は領内の海防を強化。
			11月	「虎之助」の娘と西館金吾が縁組。	
1828年	文政11年	39-44	9月	「定啓」が、大町忠平から18両で御蔵家屋敷を買い取る。	
1829年	文政12年	40-45			八戸藩が「学校」を創設。
1830年	文政13年	41-46	正月20日	円右衛門が「円右衛門定啓」として「永代売渡証文之事」において初登場。川端屋敷を買い取る。	
			5月	円右衛門の娘徳とが結婚。	
1831年	天保2年	42-47	11月25日	円右衛門が、野村武一に8石の酒造を命ぜられる。	幕府法令に従い、八戸藩も独自に酒造統制策を実施。
			11月26日	円右衛門が、御調役所に酒造に関する「窺書」を提出する。	
			12月	円右衛門が、御調役所に酒造に関する「窺書」を提出する。	
1832年	天保3年	43-48	6月	円右衛門が、軽米町与五郎から御蔵家屋敷を買い取る。	
			12月	円右衛門が、造酒の減石を願い出る。	
1833年	天保4年	44-49	8月	円右衛門が、大町市太郎から家屋敷を買い取る。	
			8月	円右衛門が、初太郎に対して『(万物おぼえ書)』を書く。	
			8月23日	円右衛門が、飢民への稗の貸付を始める。	天保飢饉発生。
			11月	円右衛門が、荒町孫右衛門から御蔵家屋敷を買い取る。	
			12月27日	円右衛門の貯穀が八戸藩に買い取られる。	
			12月	円右衛門が、初太郎に対して「遺言」を書く。	
1834年	天保5年	45-50	1月10～12日	円右衛門が、稗三合一揆の一揆勢に食料を与える。	稗三合一揆発生。
			2月	円右衛門が、中町七助から御蔵家屋敷を買い取る。	
			2月18日	円右衛門が、大野鉄山締役の後任に指名される。	第二次藩政改革の挫折。
			4月	円右衛門が、鉄山労働者に対して「掟書」を定める。	
1837年	天保8年	48-53	7月	円右衛門が、八戸藩の新山開発に反対する。	
			3月	淵沢初太郎が「定綱」を之へ乗し始める。	
1838年	天保9年	49-54	11月22日	円右衛門が隠居名「定長」を名乗り始める。	「蝦夷地御用」の功績を訴え、八戸南部家が城主格に昇進。
			12月	円右衛門が「鉄山諸働の内欠落死絶の者共」への貸付金を立て替えて上納する。	
1839年	天保10年	50-55	4月19日	円右衛門の大野鉄山締役退役願が受理される。	
			7月		御救拝借金「預切手」下付。
1840年	天保11年	51-56	4月24日	円右衛門が、「諸働の者共」に貸し付けた「金九両壹歩弍残八貫三百廿九文」を立て替えて上納。	
1841年	天保12年	52-57	2月		「預切手」引揚。
1845年	弘化2年	56-61	冬	『論語伊乃至須』に「絮矩」を貼紙加筆。	
1846年	弘化3年	57-62	10月	円右衛門が古屋又右衛門に対して「口上(断片)」を書く。	八戸藩第八代藩主・南部信真が死去。
			12月	円右衛門が古屋又右衛門に対して「追口上」を書く。	
			10月2日	穀物相場の記事によって、『御鉄山日記』が掲載される。	
1847年	弘化4年	58-63	11月	円右衛門が、『軽色耕作鈔』を書き始める。	弘化四年三閉伊通一揆発生。
			12月	円右衛門が三閉伊通一揆の状況を知る。	
1849年	嘉永2年	60-65	11月	円右衛門が、中町定吉の安堵金減額を許可する。	
			2月	円右衛門が、『遺忘徒』を書く。	嘉永六年三閉伊通一揆発生。
1853年	嘉永6年	64-69	冬	『軽色耕作鈔』に大根・蕪栽培法を貼紙加筆。 『軽色耕作鈔』に?豆・夕顔・夏大根・秋大根・蕪・人参・芥子・栗・里芋・茄子・唐辛子・まくわ瓜・胡瓜栽培法を貼紙加筆。 『軽色耕作鈔』に垣根修理法の実例を貼紙加筆。	
1854年	嘉永7年	65-70	7月	『軽色耕作鈔』に盃蘭盆の宴会を貼紙加筆。	
1855年	安政2年	66-71	春	『軽色耕作鈔』に稗栽培法の実例を貼紙加筆。 『軽色耕作鈔』に大根・蕪輪作の実例を貼紙加筆。	
1856年	安政3年	67-72	2月	円右衛門が、『伊呂波分教訓歌』を著す。	安政3年地震・津波。
1857年	安政4年	68-73	冬	『軽色耕作鈔』に長芋採種法を貼紙加筆。	
1859年	安政6年	70-75	冬	『軽色耕作鈔』に牛蒡貯蔵法を貼紙加筆。	安政五力国条約締結。
1860年	万延元年	71-76	春	『軽色耕作鈔』に牛蒡貯蔵法の加筆に更に加筆。	
1862年	文久2年	73-78	12月	『軽色耕作鈔』に稲栽培法の実例を貼紙加筆、『軽色耕作鈔』最後の加筆。	
1871年	明治4年	82-87	6月	円右衛門死去。	
			7月		虎藩置県。

注) 淵沢家の墓誌、『御実名』資料番号資料番号1829 8-1-28(「淵沢家文書」八戸市立図書館所蔵)、『鉄山御用日記』資料番号358 1-1-1(「淵沢家文書」八戸市立図書館所蔵、天保5年)、『軽色耕作鈔』・「遺言」(軽米町歴史民俗資料館所蔵)などを参照にして作成。